

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	65 件
国民年金関係	26 件
厚生年金関係	39 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	76 件
国民年金関係	21 件
厚生年金関係	55 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年6月まで

私の父は、私が大学卒業後に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年10月から59年6月までの期間については、申立人は、当該期間後の国民年金保険料をすべて納付していること、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された61年1月時点で、当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、当該期間直後の59年7月から60年3月までの保険料は過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和58年4月から同年9月までの期間については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の手帳記号番号が払い出された61年1月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6097 (事案 1253 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年1月から7年12月までの期間及び10年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年1月から同年3月まで
② 平成2年10月から同年12月まで
③ 平成5年1月から同年12月まで
④ 平成6年1月から10年6月まで
⑤ 平成10年8月
⑥ 平成12年2月から同年6月まで

私は、申立期間①については、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付しており、申立期間②から⑥までは金融機関に保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の妻も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付したと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金保険料の

納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③に係る申立てについては、平成5年分の確定申告書の「社会保険料等控除」欄に「国民健康保険料」と記載されている上、その金額は国民健康保険料の額とおおむね一致しており、国民年金保険料を納付している事情はうかがえない上、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、金融機関に国民年金保険料を納付したと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

- 4 申立期間④のうち、平成6年1月から7年12月までの期間については、申立人は6年分及び7年分の確定申告書を所持しており、当該申告書の「社会保険料等控除」欄の金額は、いずれも当該年の国民健康保険料及び国民年金保険料の合計額を上回っているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間④のうち、平成8年1月から10年6月までの期間については、申立人は8年分及び9年分の確定申告書を所持しているが、当該申告書の「社会保険料等控除」欄の金額は、いずれも当該年の国民健康保険料及び国民年金保険料の合計額を大きく下回っているなど、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、当該期間は1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は過年度納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 6 申立期間⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、当該期間後に60歳に到達し、その3か月後に国民年金に任意加入しているが、当該任意加入期間の保険料も未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 7 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年1月から7年12月までの期間及び10年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年3月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から58年3月まで

私は、専門学校を卒業後、叔父に頼まれて叔父夫婦の経営する飲食店で働き始めた。その際、私の父は叔父に、私を国民年金と国民健康保険に加入させ、保険料を納付することを約束させていた。叔母から、国民年金保険料を20歳から納めていると聞いたこともある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が叔父の経営する飲食店で働いていた約3年間のうち、後半の約2年分の保険料は納付済みである。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間中の昭和58年3月に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料を現年度納付及び過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6102

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年12月まで

私は、昭和47年1月に、国民年金の加入手続をした。その時市役所の職員が、20歳まで国民年金保険料をさかのぼって納付できると教えてくれた。納付書を作成してもらい、金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は、12か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年1月時点では、過年度納付及び現年度納付することが可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである。

さらに、申立期間の保険料をさかのぼって納付したこと、納付の契機、納付した期間、納付方法、納付場所等についての申立人の記憶は具体的であり、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致している上、申立人が保険料と一緒に納付していたとする申立人の元夫は、申立期間の一部が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年2月から51年12月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

私は、申立期間①については昭和41年に母親と区役所に行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。申立期間②については保険料をさかのぼって納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立期間は12か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年3月時点で国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間であり、申立期間直前の期間の保険料は過年度納付されている。また、申立人の、保険料の納付場所、納付方法等の記憶が具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和54年3月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人の申立期間に係わる加入手続、納付状況等についての記憶は曖昧であり、申立人の国民年金の加入手続と一緒にいったとする母親から当時の加入状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年6月から53年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで

私の申立期間①の国民年金保険料は、父が加入手続をし、就職するまで父が保険料を納付してくれた。昭和46年9月に会計事務所へ就職後は、最初の数年は金融機関で納付し、その後は事務所に出入りする金融機関の営業担当者に保険料を預けて納付した。申立期間②については、次の会社に就職後、さかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和48年1月から12月までの期間については、申立人が所持する昭和48年の源泉徴収簿（写）及び給与支払報告書（写）の「社会保険料控除」欄には、国民年金保険料と国民健康保険税の合計額が記載されており、その金額は48年の国民年金保険料と国民健康保険税の合計額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間②については、3か月と短期間である上、直後の期間の保険料は、昭和59年12月に納付されており、その時点で申立期間の保険料は、過年度納付することが可能な期間であり、申立人は申立期間の保険料を次の会社に就職した58年6月以降に納付したことを記憶しているなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和43年6月から47年12月までの期間及び49年1月から53年3月までの期間については、申立人の父親及び申立人が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、昭和48年頃、国民年金手帳の一括管理を行っていた市役所が、国民年金手帳の一斉返却を行っていたが、申立人には、国民年金手帳を返却された記憶は無いなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年12月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から48年3月まで
② 昭和48年6月から52年10月まで

私の国民年金保険料は、母が国民年金の加入手続時に過去の未納期間の保険料もさかのぼって納付したはずである。保険料は近くの郵便局もしくは出張所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和50年4月から52年10月までの期間については、国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする申立人の母親から聞いた申立人の、国民年金への加入の契機、手続の時期、さかのぼって納付した期間、保険料の納付場所、保険料額等の記憶は具体的である上、申立人と同様に母親が保険料を納付したとする申立人の弟の当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和48年6月から50年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年6月時点では、当該期間は時効により保険料が納付することができない期間である上、別

の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和45年1月から同年3月までの期間及び46年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和46年7月から同年9月まで

私は、申立期間①については、当時工務店に勤務していたが、厚生年金保険に加入していなかったため、昭和45年9月に自分で区役所に行き、加入手続を行った。その際20歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると言われた。さかのぼって保険料を納付できる納付書を作成してもらい、郵便局で納付した。また、申立期間②については、元妻に納付書を渡し、元妻が納付したはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

申立期間①については、3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年9月時点では、過年度納付することが可能な期間であり、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである。また、申立期間の保険料をさかのぼって納付したこと、納付の契機、納付した期間、納付方法、納付場所等についての申立人の記憶は具体的である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については3か月と短期間である上、申立期間前後の保険料は、納付済みである。また、申立人の保険料を納付したとする元妻の、保険料の納付方法、納付場所等の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間の保険料額とおおむね一致している。さらに、申立人は申立期間の前後で住所

変更等の生活環境の変化は無いなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から50年12月まで

私は、歯科技師を手伝い始めた昭和52年ごろに母親から年金手帳を渡され、今までの国民年金保険料はすべて払ってあるから、今後は自分で払うようにと言われ、保険料の納付を始めた。母親が保険料を納付していた妹は20歳から未納がないのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された52年5月時点では、過年度納付することが可能な期間であり、当該期間の直後の期間は過年度納付されている。また、母親から年金手帳を渡された時期、加入場所、納付方法、納付場所等に関する申立人の記憶は具体的であり、母親が納付したとする金額は当該期間の保険料額とおおむね一致している上、当該期間の保険料を納付していた母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された52年5月時点では、時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から14年3月まで

私は、区役所内の金融機関で申立期間の国民年金保険料を一度に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成10年4月から11年3月までの期間については、申立人が所持する平成10年分の確定申告書に記載されている国民年金保険料の納付額は、当該期間の保険料額と一致しているなど、当該期間の保険料を納付したとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成8年3月から10年3月までの期間及び11年4月から14年3月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期の記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする区役所内の金融機関では、過年度保険料の収納を取り扱っておらず、納付したとする保険料の金額は、当該期間当時一度に現年度及び過年度納付することができる保険料額と大きく相違するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月及び同年5月、6年4月から同年7月までの期間及び同年9月から7年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月及び同年5月
② 平成6年4月から同年7月まで
③ 平成6年9月から7年1月まで
④ 平成8年4月から9年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私が平成9年4月に会社に就職するまで、私の国民年金保険料を納付してくれていた。また、会社に就職する直前の申立期間④の保険料を免除されたこともない。申立期間の保険料が未納及び免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付している上、当該期間は2か月、4か月及び5か月とそれぞれ短期間である。また、保険料を納付していたとする区役所及び金融機関は、当時開設され、保険料の収納を取り扱っており、納付したとする保険料の金額は、当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間④については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、社会保険庁の記録では、平成8年5月に免除申請し、15年8月に追納を申し出たことが確認できるものの、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付に関する記憶が曖昧である。また、申立人及びその母親と同居し、申立人の母親が保険料を納付していたとする申立人の弟は、当該期間の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の当該期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月及び同年5月、6年4月から同年7月までの期間及び同年9月から7年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年5月から同年10月まで
② 平成6年4月から7年2月まで
③ 平成8年1月から同年5月まで

私は、大学卒業後何か月も厚生年金保険に加入できない場合には、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料を納付している上、当該期間は6か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の再加入手続及び保険料の納付頻度、納付場所、納付額の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、社会保険庁の記録では、平成16年12月に当該期間に係る資格得喪記録が追加され、当該期間が未加入から未納に記録訂正されたことが確認でき、当該記録訂正時点では、当該期間の保険料は時効により納付できないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年5月から同年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成元年8月まで

私は、会社を退職した昭和63年2月か3月に、国民年金の再加入手続きを行い、同年4月に送付された15枚ぐらいの納付書によりアルバイト先の近くの金融機関か郵便局で国民年金保険料をまとめて納付し、その後も再就職するまで保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年2月から平成元年3月までの期間については、会社退職後に国民年金の再加入手続きを行い、送付された納付書により国民年金保険料を納付したとする説明は、具体的であり、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた町の納付方法与合致し、納付したとする納付書の枚数及び保険料の金額は、1か月分ごとに作成した場合の当該期間の保険料の納付書の枚数及び当該期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成元年4月から同年8月までの期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付時期、納付方法、納付場所及び納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月から平成元年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から50年3月までの期間及び平成2年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年11月から50年3月まで
② 平成2年12月

私の両親は、私が両親と同居していた昭和49年から57年5月まで、私の国民年金保険料を納付してくれた。その後、私は、厚生年金保険に加入するまで保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は5か月、1か月とそれぞれ短期間である。また、申立期間①については、保険料を納付していたとする申立人の両親は、当該期間の保険料が納付済みとなっている。さらに、申立期間②については、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致し、納付したとする金融機関は、当時開設され、保険料の収納業務を取り扱っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から同年9月まで

私は、昭和51年1月に会社を退職して数年後に、区の事務所で会社退職後の国民年金保険料をさかのぼって納付できると教示されたので、国民年金に加入し、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した昭和51年から60歳になるまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年12月時点では、第3回特例納付が実施されており、申立期間は強制加入期間である。さらに、申立人が、区の事務所で会社退職後の保険料をさかのぼって納付できると教示されて国民年金に加入したとする説明は、具体的であり、申立人は、手帳記号番号払出後に申立期間直後の期間の保険料を過年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6117

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた区の納付方法と合致しており、納付したとする金融機関は保険料の収納を取り扱っていたことが確認できる。さらに、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年9月まで
② 平成10年2月から12年12月まで

申立期間①については、私の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②については、厚生年金保険の資格を喪失した後に、私か夫が金融機関で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間後の昭和46年10月から平成9年12月までの国民年金加入期間の国民年金保険料は納付済みであり、申立人は、当該期間中の昭和46年4月に国民年金の資格を取得していることが国民年金手帳により確認できる上、申立人の国民年金手帳の記号番号払出日から、当該期間の保険料は現年度納付することが可能である。また、申立人の保険料を納付していたとする夫は、当該期間の自身の保険料が納付済みであり、当該期間は6か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人及び夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は、当該期間の保険料の納付状況等に関する記憶が不明確である。また、当時居住していた区の被保険者索引簿により申立人は平成14年1月に当該期間の国民年金の資格取得手続きをしたことが確認でき、当該時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、当該期間直後の期間の保険料は時効直前に納付されているなど、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月から41年3月まで
② 昭和62年4月から平成2年12月まで
③ 平成6年8月から同年12月まで
④ 平成8年11月及び同年12月

私の母は、申立期間①の国民年金保険料を市の集金人に納付してくれていた。また、私は、平成元年11月に区の出張所で未納だった昭和62年度及び63年度の保険料をさかのぼって納付し、その後は区の出張所や区民センターで保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間の直後の国民年金保険料を納付しており、当該期間は6か月と短期間である。また、保険料を集金人に納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市の納付方法と合致する。さらに、当時婚姻していた申立人の妻は、当該期間中の昭和40年12月に国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出されているとともに、昭和40年度のうち当該期間と同じ月数の6か月分の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③及び④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付額の記憶に曖昧な点がある上、申立期間②の一部の保険料をさかのぼって納付したとする平成元年11月時点では、申立期間②の一部は時効により保険料を納付することができず、保険料をさかのぼ

って納付したとする区の出張所は、当時過年度保険料の収納業務を行っていない。また、元年及び6年に婚姻した申立人の妻は、それぞれ申立人と婚姻していた期間の国民年金の加入記録が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 12 月から平成 3 年 1 月まで
② 平成 3 年 5 月

私の母は、私が 20 歳になった昭和 61 年に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、1 か月と短期間である上、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、同居していたとする父親は、当該期間の保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、当該期間の 1 か月のみ保険料が納付されていないのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付額及び納付頻度等の記憶が曖昧であるなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成 3 年 3 月時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 3 年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年2月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年2月から57年3月まで
② 昭和59年10月から63年6月まで

私の父は、私の国民年金保険料をすべて納付したと言っていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間直後の国民年金保険料を納付している上、当該期間中の昭和56年12月に国民年金手帳の記号番号が払い出されており、当該期間の保険料を現年度又は過年度納付することが可能である。また、申立人の保険料を納付したとする申立人の父親及び母親は、当該期間のうち、国民年金加入期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。さらに、当該期間直後の昭和63年7月から平成2年3月までの保険料を2年7月17日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点では、当該期間の大部分の保険料は時効により納付できない期間であり、当時同居していたとされる申立人の弟も、当該期間のうち、昭和60年5月から61年12月までの保険料が未納であるなど、申立人の父親が申立人の当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和56年2月から57年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6131

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月

私の国民年金保険料は、すべて母が納付してくれていた。1か月だけ未納となっているのは不自然であり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した20歳以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の母親は、申立期間当時の平成4年2月から5年3月までの保険料のうち、申立期間を除く期間の保険料をすべて定期的に過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。平成5年9月からは母親の銀行口座により私の保険料の口座振替を行っていた。7年3月に転居し、口座振替が行えなかったとしても納付書が届けば納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である上、申立人が所持する国民年金収納金口座振替控により、申立人は、平成5年9月に母親名義の口座から毎月納付の振替手続きをし、同年10月から保険料が口座振替されていることが確認できる。また、申立人は7年3月に別の市町村に転居しているが、社会保険庁のオンライン記録から8年12月に過年度納付書が発行されていることが確認でき、納付対象期間は申立期間であったと推測されることから、申立人は申立期間に係る保険料の納付書を受け取っていたと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から同年12月までの期間、50年7月から51年6月までの期間、51年5月から53年6月までの期間、53年10月から56年6月までの期間、57年1月から同年3月の期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年9月から同年12月まで
② 昭和50年7月から51年6月まで
③ 昭和51年5月から53年6月まで
④ 昭和53年10月から56年6月まで
⑤ 昭和57年1月から同年3月まで
⑥ 昭和57年10月から58年3月まで

私は、昭和49年9月から厚生年金保険適用事業所に勤め始めたが、引き続き国民年金保険料を納め続けた。申立期間の保険料を還付された記憶はないので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険加入期間中である申立期間の国民年金保険料を納付していることが申立人の所持する領収証書及び口座振替済の通知により確認できる（昭和51年5月及び同年6月の保険料は重複納付されている）。

また、i) 厚生年金保険加入期間中の申立期間①直後の昭和50年1月から同年3月までの期間及び申立期間⑥直後の58年4月から同年6月までの期間については、保険料の納付事実が確認できるが、還付決議の事実が確認できないとして、平成21年1月になって当該期間の保険料が還付されていること、ii) 昭和59年6月作成の還付・充当・死亡一時金等リストにおける還付対象期間の始期に、49年9月とすべきものを同年10月としている、50年4月とすべきものを同年2月としているなどの誤りが見受けられること、iii) 申立人が

所持する国民年金手帳には、記載された時期は不明であるが、申立人が49年9月に資格喪失し、51年5月に資格取得したことが記載されており、この資格得喪処理を基に同月以降の納付書は発行されたものと考えられるが、上記の還付・充当・死亡一時金等リストでは、50年4月から51年6月までの保険料が52年12月21日に、49年9月から同年12月までの保険料が53年2月21日にそれぞれ厚生年金保険加入による資格喪失により還付決議されているにもかかわらず、その後の期間の過誤納確認が58年10月まで行われず、納付書が発行されていたことなど、申立人に係る資格得喪及び保険料の還付に関する事務処理が適切に行われていなかった状況が認められる。

このような事務処理状況は、申立期間に係る還付記録を疑わせるものと言わざるを得ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

東京国民年金 事案 6140 (事案 72 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料について、私の妻が夫婦二人分の保険料を銀行や郵便局で納付していたと第三者委員会に申立てを行ったが、納付記録の訂正は認められなかった。その後、申立期間のうち、昭和 57 年分の給与支払報告書が見つかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人から提出のあった昭和 59 年分の所得税の確定申告書(控用)の写しの社会保険料控除欄には 19 万 5,600 円と記載されているが、この金額は、59 年当時、申立人が加入していた国民健康保険組合の保険料の年額と一致することから、当該金額に国民年金保険料は含まれていないものと認められること、また、申立人夫婦の年金記録は、42 年の結婚以降、納付済期間及び未納期間が同一となっているが、54 か月に及ぶ申立期間に係る夫婦の保険料納付事実を示す形跡が、保険料を納付したとしているにもかかわらず見当たらないのは不自然であること、さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 2 月 19 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、保険料納付を示す資料として、新たに昭和 57 年分の給与支払報告書を提出した。

当該報告書によれば、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの期間については、当該報告書に記載されている社会保険料控除額が、当該期間

の国民年金保険料及び国民健康保険組合保険料の年額と一致することから、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和58年1月から61年9月までの期間については、57年分の支払報告書である上記報告書は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 6141 (事案 73 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 9 月まで

申立期間の国民年金保険料について、私が夫婦二人分の保険料を銀行や郵便局で納付していたと第三者委員会に申立てを行ったが、納付記録の訂正は認められなかった。その後、申立期間のうち、昭和 57 年分の給与支払報告書が見つかった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立てについては、申立人から提出のあった昭和 59 年分の所得税の確定申告書(控用)の写しの社会保険料控除欄には 19 万 5,600 円と記載されているが、この金額は、59 年当時、申立人が加入していた国民健康保険組合の保険料の年額と一致することから、当該金額に国民年金保険料は含まれていないものと認められること、また、申立人夫婦の年金記録は、42 年の結婚以降、納付済期間及び未納期間が同一となっているが、54 か月に及ぶ申立期間に係る夫婦の保険料納付事実を示す形跡が、保険料を納付したとしているにもかかわらず見当たらないのは不自然であること、さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 2 月 19 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、保険料納付を示す資料として、新たに昭和 57 年分の給与支払報告書を提出した。

当該報告書によれば、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの期間については、当該報告書に記載されている社会保険料控除額が、当該期間

の国民年金保険料の年額と一致することから、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 61 年 9 月までの期間については、57 年分の支払報告書である上記報告書は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年3月までの期間及び61年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年10月から61年3月まで
② 昭和61年7月から平成元年3月まで

私は、婚姻後に、婚姻前の未納期間の夫婦二人分の国民年金保険料を、私の分は婚姻前の居住地の市役所出張所で、元夫の分は、婚姻前の元夫の居住地の銀行で納付した。その後も、私が主に夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月以降申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその元夫の年金手帳により、申立期間当時の住所変更手続が適切に行われていたことが確認でき、転居後も納付書が発行されていたものと推測できることから、申立期間の保険料を納付することが可能であったと考えられる。また、申立期間①及び②に挟まれた61年4月から同年6月までの期間の保険料は、同年9月から居住していた市の被保険者名簿により納付済みであることが確認されたことから、平成20年11月5日に記録追加が行われている。

申立期間①については、申立人は、当該期間の保険料の納付場所、納付手続時の状況を具体的に説明している上、申立人が納付したとする自身及び元夫の保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②については、申立人及びその元夫が納付したとする保険料額は、当時の保険料額とおおむね一致する上、申立人は、当該期間の保険料を毎月納付していたと説明しており、申立人が当該期間居住していた市の広報紙により、

当時の納付方法と一致していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 35 年 11 月 16 日まで
60 歳の時に年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。その後、ねんきん特別便が届き、再度、社会保険事務所へ相談に行ったが、やはり、支給記録があるとのことであった。
しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 11 か月後の昭和 38 年 10 月 11 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、昭和 37 年 12 月に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が 3 回の被保険者期間のうち申立期間のみを請求し、支給日より近い 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間

と申立期間の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで
② 昭和 36 年 12 月 1 日から 38 年 12 月 18 日まで
③ 昭和 40 年 1 月 9 日から 42 年 3 月 21 日まで

60 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である3回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し国民年金保険料を納付しており、申立人が、その当時脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA会における申立期間に係る船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年9月26日であることから、21年11月1日の船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を20年9月26日に訂正し、21年4月1日から同年5月1日までにかかる補正記録を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和20年9月から21年3月までは100円とし、同年4月から同年10月までは300円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月26日から21年4月1日まで
② 昭和21年5月1日から同年11月1日まで

船員保険の年金裁定請求を行った際、社会保険事務所から、昭和20年9月26日から21年11月1日までの加入記録が無いと言われ、同事務所に調査依頼した結果、同年4月1日から同年5月1日までの1か月のみ年金記録が補正された。

しかし、私は、B校を昭和20年9月25日に卒業した直後、同年9月26日にA会に採用された後、21年11月1日まで継続勤務しているため、自宅待機した予備船員期間の後、A会所属のC社所有の船舶に乗船していた申立期間①、自宅待機した予備船員期間の後、A会所属のD社所有の船舶に乗船していた申立期間②について、船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人と同じくB校を卒業した後、A会に採用され、申立期間①において船員保険の加入記録がある複数の同期生の証言、申立人の具体的な勤務に関する記録及び一緒に乗船していた2等機関士の乗船記録から判断すると、申立人は、20年9月25日にB校を卒業し、翌26日にA会に船員として採用され、自宅待機で予備船員であった期間を経て、21

年2月10日から同年4月11日までA会所属のC社所有の船舶に3等機関士として乗船していたことが認められる。

また、申立期間②について、A会所属のD社に係る乗船履歴証明書及び船員個票等から判断すると、昭和21年4月12日から自宅待機で予備船員であった期間を経て、同年8月22日からA会所属のD社所有の船舶に2等機関士として乗船していたことが認められる。

- 2 一方、申立人の船員保険の加入記録を保管する社会保険事務局のA会所属のC社の船員保険被保険者名簿（書替簿）では、すべての被保険者について氏名欄、生年月日欄、職務欄及び標準報酬月額等級欄に記載はあるものの、同名簿における最も重要な記録項目である資格取得日欄及び資格喪失日欄の記載が無いが、申立人については、同名簿の書替日が昭和21年4月1日と記載されている一方、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録では、申立人の調査依頼に基づき補正された同年4月1日付け資格取得から同年5月1日付け資格喪失までの記録及び同年11月1日付け資格取得から37年4月1日付け資格喪失までの記録が確認できるとともに、社会保険事務局が保管するA会所属のC社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人に係る21年10月1日付け資格取得及び同年11月1日付け標準報酬月額変更の記録（資格喪失日は不明）も確認でき、不自然である。

また、これらについて、社会保険事務局では、その根拠や妥当性について不明であるとしているなど、A会の船員保険被保険者名簿に係る社会保険事務局の記録管理が適正に行われていたものとは考え難い。

- 3 これらを総合的に判断すると、社会保険事務局が保管するA会に係る船員保険被保険者名簿における申立人の船員保険の資格取得日に係る記録は有効なものとは認められず、複数の同期生の証言及び申立人の明確な記憶等から判断し、事業主は昭和20年9月26日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年9月から21年3月までは申立人と同じくB校を卒業した後、A会に採用され、当該期間において船員保険の加入記録がある複数の同期生の給料額から、100円とし、同年4月から同年10月まではA会所属のD社の乗船履歴証明書及び船員個票並びに同年4月の申立人に係る社会保険庁の記録から、300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から9年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では出版物の編集担当の取締役であり、厚生年金保険事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年7月から9年8月までの期間は59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年9月1日）の後の同年9月2日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、昭和54年からA社の取締役に就任していることが確認できるが、同社の当時の従業員は、申立人は出版物の編集等をしており、経理事務には関与しておらず、社会保険の手続きは代表取締役が行っていたと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

また、上記従業員は、A社の経営状況について、経営状態は良くなかったようだと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を13万4,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から平成7年9月30日まで
社会保険庁の厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成5年11月から7年8月までの期間は13万4,000円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年9月30日）の後の同年10月17日付けで、5年11月から6年10月までの期間は8万円に、同年11月から7年8月までの期間は9万2,000円に減額訂正され、申立人と同様に、二人の被保険者についても標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿により、申立人は、平成13年6月21日にA社の取締役就任したことが確認できるが、上記減額訂正が行われた当時、同社の取締役ではなく、担当業務は留守番役、電話受付であったと申し立てており、社会保険関係の業務には従事しておらず、申立人が当該減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正が

あったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 13 万 4,000 円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 21 日から同年 10 月 31 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、平成 7 年 11 月 9 日付けで、同年 8 月 11 日に処理された同年 10 月 1 日の算定基礎届の記録が取り消され、さらにその後の 8 年 3 月 7 日付けで、申立人の 7 年 1 月から同年 9 月までの標準報酬月額の記録が、50 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正され、申立人と同様の減額処理が A 社において被保険者となっている 11 人の従業員についても確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の取締役を平成 7 年 5 月 9 日で辞任しており、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、当該訂正処理日には、同社の関連会社である B 社に勤務していることが確認できる。

また、申立人は、「自分は、A社では不動産営業部長であった。」と供述しており、同社の統括経理担当者の秘書は、「同社の社会保険の事務手続は、申立人ではなく統括経理担当者が行っていた。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、A社の役員は、「当時は、会社の経営が厳しく、社会保険料を滞納

していたことを聞いたことがある。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所が行った申立人の標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{さく}及訂正処理は事実と異なる処理であると考えられ、当該訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年8月から4年9月までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を2年8月及び同年9月は50万円に、同年10月から4年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から7年1月21日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年8月から4年9月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の標準報酬月額の記録は、4年9月10日付けで、2年8月及び同年9月は50万円から20万円に、同年10月から4年9月までの期間は53万円から20万円にそれぞれさかのぼって訂正され、A社において被保険者となっている10人の従業員についても、申立人と同様の減額処理が行われていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿から、申立人は、同社の取締役を昭和63年1月に辞任しており、同社における同僚は、「申立人は、不動産営業部長であり、同社の経営には参画していなかった。」と供述している。

また、A社の取締役は、「同社の社会保険の事務手続は、申立人ではなく経理担当役員が行っていた。」と供述している上、当該同僚は、「申立人は、同社の社会保険の事務手続に参与することはなかった。」と供述していることから、

申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

さらに、申立人は、「当時は、会社の経営が苦しく、給与の支払が遅延することもあった。」と供述しており、当該取締役及び同僚も「当時のA社では、給与の遅延や遅配が続いていた。」と供述していることから、同社は経営が苦しく、社会保険料の支払に苦慮していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成4年9月10日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該^{そきゅう}遡及訂正処理に合理的理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該^{そきゅう}遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり2年8月及び同年9月は50万円、同年10月から4年9月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成4年10月1日）で20万円と記録されているところ、当該処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

他方、申立期間のうち、平成4年10月から6年12月までの期間については、申立人は、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が、自分が受けていた報酬額より著しく低額であると申し立てている。

しかし、A社は、当時の厚生年金保険に関する資料は保有していないことから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないが、同社は、平成3年7月ごろから既に休眠状態となっており、給与も不定期に一部支払うような状態であったと回答している。

また、当時のA社の事業主及び社会保険の事務手続を行っていた経理担当役員は、既に死亡しており、これらの者から申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、平成4年10月1日以降も同社で被保険者となっている従業員17人の当該期間に係る標準報酬月額を確認したところ、10人の従業員が、申立人の当該期間の標準報酬月額とほぼ同額であったことが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成8年8月から9年12月までは56万円に、10年1月から同年10月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成8年8月1日から10年1月1日まで
②平成10年1月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額よりも大幅に低い。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、56万円と記録されていたところ、申立人がA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年1月1日より後の同年1月12日付けで、申立人を含む役員5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間①に係る標準報酬月額は、24万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、A社の経理担当役員は、「保険料を滞納していたので、社会保険事務所から呼出しがあり、社長と一緒にいった。社会保険事務所の職員から、保険料を引き下げて滞納保険料を精算するという提案があったので、やむを得ず社長とともに手続を行った。」と供述している。

一方、A社の商業法人登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人と同様に、A社において、役員であった複数の者は、申立人は、開発部の部長をしており、社会保険事務手続及び経理事務に関与していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 56 万円に訂正することが必要である。

2 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 10 年 11 月 21 日より後の同年 12 月 2 日付けで、申立人を含む 29 人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間②に係る標準報酬月額は、20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

このことについて、B社の代表取締役は、「平成 10 年の年末、社会保険事務所に代表者印を持って一人で行った記憶がある。社会保険事務所の職員から^{そきゅう}遡及訂正の提案があったので応じた。」と供述している。

一方、B社の商業法人登記簿謄本によると、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人と同様に、B社において、役員であった複数の者は、申立人は、開発部の部長をしており、社会保険事務手続及び経理事務に関与していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年1月から同年10月までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成7年12月1日から10年1月1日まで
②平成10年1月1日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、標準報酬月額が実際に支給されていた給与に見合う標準報酬月額よりも大幅に低い。申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年11月21日より後の同年12月2日付けで、申立人を含む29人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間②に係る標準報酬月額は、20万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、B社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、申立人は平成10年11月1日に同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日にほかの事業所における被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社の代表取締役は、「平成10年の年末、社会保険事務所に代表者印を持って行った記憶がある。社会保険事務所の職員から^{そきゅう}遡及訂正の提案が

あったので応じた。社会保険事務所には一人で行った。」と供述しており、これらのことから、申立人が上記訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

- 2 社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、当初、59 万円と記録されていたところ、申立人がA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成10年1月1日より後の同年1月12日付けで、申立人を含む役員5人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間①に係る標準報酬月額は、20 万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役であったことが確認でき、また、申立人及び同社の代表取締役は、申立人は、当時、経理・総務担当の取締役として社会保険の事務に携わっていた旨供述している。

そして、申立人は、上記訂正処理について、「保険料を滞納していたので、社会保険事務所から呼出しがあり、社長と一緒にいった。社会保険事務所の職員から、保険料を引き下げて滞納保険料を精算するという提案があったので、やむを得ず社長とともに手続を行った。」と供述していることから、申立人は、担当役員として、上記訂正処理に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、当時、社会保険事務の担当役員であった申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成8年10月から10年3月までは53万円、同年4月から同年7月までは15万円、同年8月及び同年9月は17万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年10月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低いことが判明した。同社においては取締役ではあったが、社会保険の手続に関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から10年3月までは53万円、同年4月から同年7月までは15万円、同年8月及び同年9月は17万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった11年8月31日より後の同年9月3日付けで、申立人及び代表取締役である申立人の夫の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額が9万2000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるが、同社から事務を受託していた社会保険労務士及び申立人の夫である代表取締役は、申立人は同社では医薬品の管理と電話を受けるなどの雑務を担当し、社会保険関係の業務には従事していなかった旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成8年10月から10年3月までは53万円、同年4月から同年7月までは15万円、同年8月及び同年9月は17万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年10月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月16日から同年10月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に出向はあったが、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された労働者名簿及び申立人が保有している昭和48年8月から同年10月までの分の給料支給明細表により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年10月16日に同社C工場から同社の子会社であるD社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支給明細表により確認できる総支給額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社本社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では社長室長で勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、A社本社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年11月30日より後の同年12月3日付けで、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社本社の商業登記簿謄本によると、申立人は、昭和62年4月30日からほかの一人と共に同社の代表取締役であったが、平成5年7月5日にその職を辞任しており、上記訂正処理が行われたときには同社の代表取締役でなかったことが確認できる。また、ほかの一人の代表取締役及び複数の同僚は、申立人に実質的には権限は無く、社会保険関係の業務には従事していなかった旨供述しており、これらのことから、申立人が上記訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和63年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和63年3月31日まで勤務し、雇用保険の離職日も同日になっているので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和63年3月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人と同時期にA社で勤務していた複数の従業員は、雇用保険の離職日の翌日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日は一致している。しかし、申立人は、雇用保険の離職日は昭和63年3月31日と記録されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年3月31日となっている。

さらに、申立人が保管する給与明細書により、A社における厚生年金保険料の控除方法が翌月控除であることがうかがわれる上、申立人が保管する昭和63年1月分から同年3月分までの給与明細書に記載されている支給額と申立人が保管する預金通帳明細から確認できる同年4月の給与振込金額はほぼ同

額であることから、同年3月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたものとするのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年2月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険の資格喪失届等の資料を破棄したことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和63年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年1月から同年12月までは47万円、5年1月及び同年2月は41万円、6年3月から7年1月までは47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月1日から5年3月31日まで
② 平成6年3月1日から7年2月28日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では取締役工場長として勤務し、厚生年金保険の事務には関与していなかったため、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年1月から同年12月までの期間は47万円、5年1月及び同年2月は41万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月31日）の後の同年4月28日付けで、申立人を含む5名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は4年1月から5年2月までの期間は15万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、平成2年12月20日から8年6月1日までA社の取締役であったことが確認できるが、同社の当時の代表取締役は、「当時、社会保険事務所から厚生年金保険料の督促が頻繁にきていた。自分が社会保険事務所と相談して標準報酬月額をさかのぼって減額訂正

した。」旨供述しており、当時の同僚は、「申立人は工場長でBの製造を担当していた。」旨供述していることから、申立人は、社会保険事務の権限を有しておらず、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年1月から同年12月までの期間は47万円、5年1月及び同年2月は41万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社（A社は、平成5年12月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所になっている。）における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、6年3月から7年1月までの期間は47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（7年2月28日）の後の同年3月15日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は6年3月から同年10月までの期間は8万円、同年11月から7年1月までの期間は9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、上記1のとおり、商業登記簿謄本により、平成2年12月20日から8年6月1日のA社の解散まで取締役であったことが確認できるが、同社の当時の代表取締役及び同僚によると、申立人は工場長であり、社会保険事務にはかかわっておらず、当該訂正処理は代表取締役自らが行ったと供述していることから、申立人は、社会保険事務の権限を有しておらず、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成8年6月から9年9月までは22万円、同年10月から10年4月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年5月21日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に役員として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、8年6月から9年9月までの期間は22万円、同年10月から10年4月までの期間は24万円と記載されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年5月21日）の後の同年7月3日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された当時、A社の監査役であったことが確認できる。

また、A社の当時の代表取締役は、「A社の経営が悪化した際に、自分が社会保険事務所と複数回にわたって滞納保険料の整理について交渉を行い、実際に書面に署名捺印し、手続を行った。」旨供述しているほか、申立人は、同社において経理事務を担当していたが、社会保険事務の手続を行ったのはすべて代表取締役であったと供述している。

これらのことから、申立人は社会保険事務の権限を有しておらず、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年6月から9年9月までの期間は22万円、同年10月から10年4月までの期間は24万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 12 月 30 日まで
社会保険事務所の訪問により、A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より低額であることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、当初、平成3年10月から4年11月までの期間について53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年12月30日)の後の5年2月4日付けで、申立人を含む取締役7名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、3年10月から4年11月までの期間は8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同社の当時の代表取締役及び複数の取締役は、「申立人は、当時、コンピュータソフト関連の部長であり社会保険事務手続きにかかわっていなかった。」旨供述していることから、申立人は、社会保険事務の権限を有しておらず、標準報酬月額の減額処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成8年8月及び同年9月は38万円、同年10月から9年9月までの期間は36万円、同年10月から10年1月までの期間は38万円に訂正することが必要である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から10年2月28日まで

社会保険事務所の訪問により、A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与より低額になっていることが判明した。申立期間の給与は35万円から36万円くらいであったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年8月及び同年9月は38万円、同年10月から9年9月までの期間は36万円、同年10月から10年1月までの期間は38万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年2月28日）の後の同年3月17日付けで、申立人を含む2名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、8年8月から10年1月までの期間は9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された当時、A社の取締役であったことが確認できるが、同社の当時の代表取締役及び社会保険担当役員は、「申立人は、当時、販売の職務に就いており、社会保険関係事務には携わっていない。」旨供述していることから、申立

人は、社会保険事務の権限を有しておらず、標準報酬月額の減額訂正に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年8月及び同年9月は38万円、同年10月から9年9月までの期間は36万円、同年10月から10年1月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

東京厚生年金 事案 5177 (事案 1176 の再申立て)

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間のうち、平成3年4月から5年7月までに係る標準報酬月額の記録を53万円、平成5年8月の記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年9月30日まで

平成3年4月から5年8月までの期間の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されている。平成20年に年金記録確認の申立てを提出したが訂正不要の通知を受けたが、納得できないので、新たな事実を加えて、再度、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当委員会からの^{そきゅう}遡及訂正書類の届出に関する文書照会に対し、申立人から、当時、社会保険事務所から指導を受けた際、社員の年金確保のために厚生年金保険料滞納の責任を取り、自らの標準報酬月額を^{そきゅう}遡及して引き下げることが同意した旨の文書回答があったところから、申立人は、A社の代表取締役(経験者)及び社会保険事務執行者として自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、この処理は有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年1月8日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人からは、「当時の文書回答は自分の誤りであって、指導は受けたが同意はしていない。また、社会保険事務所において引下げ手続が行われた当時には、自分はA社の代表取締役を退

任し同社を退職しており、標準報酬月額の引下げ手続には、全く関与していない。」との新たな供述があった。

また、商業登記簿謄本により、申立人のA社における代表取締役及び取締役の退任登記は、申立期間の標準報酬月額に係る訂正処理日（平成5年11月30日）以前の平成5年11月19日に、退任日を同年7月31日付けで行われている上、新たな代表取締役の就任登記は、同じく5年11月19日に、就任日を同年11月15日付けで行われていることが確認でき、同社のオーナーであった者に確認したところ、申立人は退任登記日（平成5年11月19日）ごろに同社を退職している旨供述していることから、申立人は当該訂正処理に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年4月から5年7月までに係る標準報酬月額の記録を53万円、平成5年8月の記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額を平成6年2月は26万円、同年3月から7年11月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年12月16日まで

監査役として勤務したA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が11万円となっているが、当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年2月は26万円、同年3月から7年11月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった7年12月16日の後の8年1月19日の処理日で11万円に訂正されている上、同処理日において、申立人のほか6人の標準報酬月額についてもさかのぼって減額訂正処理が行われているが、社会保険事務所において、このようなさかのぼった記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、当該訂正処理日において監査役であったことが確認できるが、申立人は、建築現場における調査業務担当であり、同社の当時の従業員も、申立人は、社会保険の事務手続には関与していなかったと供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主

が社会保険事務所に当初届け出た、平成6年2月は26万円、同年3月から7年11月までは50万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年8月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が当時の給与支払額に対する標準報酬月額と相違している。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年7月までは24万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年3月31日の後の同年12月6日の処理日で12万6,000円に訂正されている上、同処理日において、申立人のほか26人の標準報酬月額の記録についてもさかのぼって減額訂正される処理が行われているが、社会保険事務所において、このような遡^{そきゅう}及により記録の訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが必要である。

東京厚生年金 事案5194

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年3月31日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した平成7年9月1日から8年3月31日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年9月から8年2月までは44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年3月31日の後の同年4月11日に、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、11万8,000円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C製作所における資格取得日に係る記録を昭和30年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とする必要がある。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月25日から同年12月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に支店間の異動はあったが、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る経歴書及び人事記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和30年11月25日に同社D製作所から同社C製作所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年12月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成2年10月1日であると認められることから、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月1日から2年10月1日まで

社会保険庁の戸別訪問（2万件調査）により、A社に勤務していた期間について、厚生年金保険の資格喪失日が相違していることや、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A社は、平成3年5月2日付けで2年9月30日に遡^{そきゅう}及して厚生年金保険の適用事務所に該当しなくなった旨の処理が行われているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者の多くは、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録が、それぞれ2年9月30日に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所が当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人の雇用保険の記録により、申立人は平成2年9月30日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事

業所に該当しなくなったとされた平成2年10月1日から7か月後の3年5月2日付け（上記資格喪失日と同日）で申立人を含む8人の標準報酬月額^{そきゅう}の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、2年3月から同年8月まで32万円が15万円に訂正されたことが確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間当時は経営が苦しく、2か月分の給与を現金で支給できないため、現物で支給された。」と供述しており、同社の元従業員も、「最後の1か月分の給与が未払いのままだった。」と供述していることから、申立期間当時、A社では社会保険料を滞納していたと推認できる。

加えて、A社の商業登記簿により、申立人は同社の役員でないことが確認できる上、同社の元従業員も「申立人は、商品のサービス及びメンテナンスを担当していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成2年9月30日に遡^{そきゅう}及して資格を喪失した旨の処理及び同年3月1日に遡^{そきゅう}及して標準報酬月額^{そきゅう}の減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該処理にかかわる記録は有効なものとは認められないことから、当初の社会保険庁のオンライン記録どおり、申立人の資格喪失日を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については32万円に訂正する必要がある。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に当初届け出た申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年7月10日まで

社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成5年12月1日以降の6年3月29日付けで、申立人を含む4人の標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年6月から5年6月まで30万円が11万8,000円に訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は、同社の役員でなかったことが確認できる上、雇用保険の加入記録があることから、一般従業員であったと認められる。

また、A社の取引銀行から提出された同社の預金明細表には、平成4年6月30日以降、社会保険料の引き落としが無いことから、同社では申立期間当時、社会保険料を滞納していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初

届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成7年10月から8年7月までは24万円、同年8月から9年6月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月1日から9年7月31日まで
社会保険庁の戸別訪問(2万件調査)により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成9年7月31日以降の同年9月1日付けで、申立人を含む5人の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、7年10月から8年7月まで24万円、同年8月から9年6月まで28万円がそれぞれ13万4,000円に訂正されたことが確認できるが、社会保険事務所がこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、A社の商業登記簿により、申立人は同社の役員でないことが確認できる上、同社の元従業員は「申立人は自動車修理を担当していた。」と供述しており、申立人は社会保険事務に従事していなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、「同社の事業主が平成9年7月ごろ、所在不明となり、その後、社会保険事務所の職員から、社会保険料が未納である旨の説明を受けた。」と供述していることから、申立期間当時、同社では社会保険料を滞納していたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、申立期間の標準報酬月額を平成7年10月から8年7月までは24万円、同年8月から9年6月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から6年2月28日まで

A社に事業主として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う額と相違していることが判明した。同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年1月までの期間は53万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成6年2月28日）の後の6年3月7日付けで、8万円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、当該商業登記簿においては、平成3年2月22日付けで申立人の他にもう一人の代表取締役が就任していることが確認できる。このことについて、当時の役員は、申立期間当時、申立人が病気で療養していたため、申立人の補佐役としてもう一人の代表取締役が在職していたと供述している。なお、社会保険庁のオンライン記録では、同社の事業主は平成3年4月30日に申立人から当該もう一人の代表取締役に変更になっていることが確認できる。

また、A社の役員の一は、「同社は経営不振になり、不渡りを出した。社会保険事務所の職員が来社し、厚生年金保険料の滞納の調整についての説明を受け、自身の標準報酬月額の減額をすることについて同意した。なお、その際

に申立人は病気療養中で会社には入社していなかった。」と供述しており、もう一人の代表取締役からも同様の供述を得た。

さらに、申立人は、申立期間当時、病気療養中であり、社会保険料の滞納があったことは知らず、標準報酬月額の訂正についても報告を受けていなかったと供述していることから、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与及び同意していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から4年12月15日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年7月から4年11月までの期間は26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった4年12月15日の後の5年2月8日に、申立人を含む二人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、9万8,000円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。しかしながら、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、A社に係る商業登記簿により取締役であったことが確認できる。しかし、申立人は、同社において経理事務を担当していたとしているものの、経理や社会保険を含む事務全般については、代表取締役である申立人の夫が実権を掌握していたと供述している。このことについては、申立人の夫及び同社における複数の従業員が同様の供述をしていることから、申立人は、標準報酬月額の訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から4年12月15日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成4年12月15日)の後の5年2月8日付けで、9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿において、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、A社の資金繰りが悪化したため、借入先からの返済期限日(平成4年12月上旬)をもって知人のところ等へ身を寄せることとした結果、同社が事実上倒産することとなったとしており、平成5年2月当時に、社会保険事務所への手続等を含む同社の精算に係る手続を一切行わなかったと供述している。

また、当該申立人の供述については、申立人の妻及び申立期間当時の同社の従業員も申立人と同様の供述をしていることから確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理

を行う合理的な理由は無く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の標準報酬額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から5年2月26日まで
② 平成5年2月26日から同年4月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額と相違していることが判明した。また、同社に勤務した期間の一部が未加入期間となっているため、申立期間の標準報酬月額及び厚生年金加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から5年1月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年2月28日の後の5年5月7日に、申立人を含む17人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、15万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

このため、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業

主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要である。

申立期間②については、雇用保険の記録及び給料明細書により、申立人はA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、当該事業所は平成5年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その直後である同年4月1日に再度、厚生年金保険の適用事業所となっている。しかしながら、その前後の事業所の代表者及び事業所所在地は同一であり、申立人を含む同年2月26日に資格喪失をした従業員のほぼ全員が同年4月1日に在籍している上、商業登記簿においても解散等の形跡は無いことを踏まえると、申立期間において同事業所は適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、社会保険事務所において適用事業所ではなくなったとする旨の処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者記録によると、平成5年2月26日に資格喪失し、同年4月1日に資格取得していることが確認できること、その資格喪失の処理が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の後の同年3月29日付けでさかのぼって行われている上、そのわずか8日後の同年4月6日に同年4月1日資格取得の処理が行われていることが確認できるが、事業所及び従業員の勤務の継続を踏まえると、かかる事務処理は不自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年2月26日に資格喪失した旨及び当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日は同年4月1日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人に係る平成5年1月の社会保険事務所の記録から、53万円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案5212

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年5月31日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

申立期間当時は同社の代表取締役（会長）であったものの、社会保険事務には関与しておらず、標準報酬月額の引下げについては報告を受けた覚えは無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成3年11月から5年4月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年5月31日の後の同年12月6日に、申立人を含む5人（役員全員）の標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間は8万円へと訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

一方、申立人は、A社の商業登記簿によると、同社の代表取締役であったことが確認できるが、同社では、申立期間当時、申立人以外に代表取締役が在職していたことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録（事業所基本記録）によれば、同社の事業主として登録されているのは申立人ではなく、当該もう一

人の代表取締役であることが確認できる。

また、A社の当時の複数の役員及び従業員が、「申立人ではないもう一人の代表取締役が社長と呼ばれており、同社の代表者としての実質的な最終権限を有していた。当該社長が社会保険関係の業務も担当しており、社会保険事務所による社会保険料の督促にも対応していた。」と供述していることを踏まえると、申立人は代表取締役（会長）であったものの、当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から5年4月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から10年9月までの期間について事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立人の平成10年10月から14年5月までの期間については、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成10年10月から14年5月の期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から14年6月5日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち申立期間の標準報酬月額が、実際の給料より低い金額に訂正されていることが判明した。申立期間については、申立期間当時、同社では取締役であったが、社会保険の事務には関与しておらず、また、平成10年分から平成13年分までの源泉徴収票を提出するので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の平成6年8月から10年9月までの期間については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年8月から10年9月までの期間については34万円と記録されていたが、同年9月2日付けで、申立人の標準報酬月額に係る記録

がさかのぼって訂正されており、当該期間について9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役でなかったことが確認できるほか、同社の経理及び社会保険関係を担当していた税理士は、「申立人の仕事は、アルバイトやマネキンを使って家具の販売をしていたことを記憶している。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額減額処理に関与していないと認められる。

また、上記税理士は、「A社では、申立期間の初期のころから社会保険料の滞納があり、同社の代表取締役が社会保険事務所へ相談に行っていたことがあった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成10年9月2日付けで社会保険事務所が行った6年8月から10年9月までの期間に係る標準報酬月額を4年間にわたりさかのぼって訂正した処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実と異なるとは考え難く、合理的な理由は無いことから、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該訂正処理の結果として記録されている、申立人の平成6年8月から10年9月までの期間についての標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円とすることが必要である。

なお、当該訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

2 申立人の平成10年10月から14年5月までの期間については、申立人から提出のあったA社に係る平成10年分から13年分までの給与所得の源泉徴収票（以下「各年源泉徴収票」という。）から判断すると、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の平成10年10月から14年5月までの期間に係る標準報酬月額については、各年源泉徴収票において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、34万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、各年源泉徴収票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間において一致していないことから、事業主は各年源泉徴収票で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る平成10年10月から14年5月ま

での期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月31日から47年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間に異動はしたが同社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された人事発令の写し、在籍期間証明書及び回答書から判断すると、申立人は、同社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和47年1月1日にA社B営業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年11月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを46年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年

12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち、平成5年7月から6年1月までの期間に係る標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年5月10日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成5年7月1日から6年5月10日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与の月額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年10月1日より後の8年5月31日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額は、8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、雇用保険の記録では、申立人の離職日は平成6年2月20日となっており、また、申立人は同年4月11日から同年5月9日までの期間において雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。さらに、申立人が同時期に退職したと記憶している同僚は、自身は平成6年2月ごろに退職したと供述している。これらのことから、申立人は、申立期間のうち、平成6年2月21日から同年5月10日までの期間においては、A社に勤務していなかったと認

められる。

これらを総合的に判断すると、平成8年5月31日付けで減額訂正処理が行われた申立期間のうち、5年7月から6年1月までの期間に係る標準報酬月額
の減額訂正処理については、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬
月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る
標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た41万円とすることが
必要である。

一方、申立期間のうち、平成6年2月から同年4月までの期間については、
雇用保険の記録によれば申立人は同年2月20日に離職とされ、基本手当が支
給されているところ、社会保険庁の記録では被保険者資格が喪失しておらず、
使用関係が外形上継続していることになっている。しかしながら、実態は、離
職日以後において、厚生年金保険の適用の対象となる使用関係は消滅したと考
えるのが相当であり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を訂正する必要は
認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から13年8月1日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年8月1日より後の14年2月6日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録が、さかのぼって8年5月から12年9月までは9万2,000円に、同年10月から13年7月までは9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、社会保険事務所において、このようにさかのぼって記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成10年12月から11年3月までは59万円に、同年4月から同年10月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から11年11月30日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役であったが、技術部長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年11月30日の後の同年12月13日付けで、10年12月から11年3月までは59万円が10万4,000円に、同年4月から同年10月までは53万円が10万4,000円に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成6年5月30日時点で取締役重任されていることが確認できるが、当時の従業員は、「申立人は、取締役ではあるものの、厚生年金保険関係事務や経理に係る職務への関与や影響力がない技術部長であり、標準報酬月額の訂正処理に関与できる立場ではない」旨供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う

合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成10年12月から11年3月までは59万円に、同年4月から同年10月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年11月22日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、取締役ではあったが、営業本部長であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年11月22日の後の同年11月30日付けで、同年4月から同年10月までは53万円が11万円にさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の登記簿謄本から、申立人は、平成6年10月1日に同社の取締役に就任していることが確認できるが、同社の従業員は、「申立人は、営業担当の取締役であり、厚生年金保険関係事務には関与しておらず、厚生年金保険を含めた総務経理部門の担当取締役は、他の取締役であった」旨供述していることから、申立人が当該処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社

会保険事務所に当初届け出たとおり、平成6年4月から同年10月までは53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、平成5年4月から同年9月までは36万円に、同年10月から6年2月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から6年3月26日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、洋服補修の責任者であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年3月26日の後の同年4月8日付けで、5年4月から同年9月までは36万円が20万円に、同年10月は38万円が20万円に、それぞれさかのぼって訂正処理されているとともに、7年3月31日付けで、5年11月から6年2月までは38万円が11万円に、さかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社の厚生年金保険被保険者は、申立人を含め10人確認でき、これらの者の標準報酬月額は、平成6年4月8日付けで、一人が5年4月1日に、一人が4年12月1日に、3人が4年5月1日に、5人が4年3月1日に、それぞれさかのぼって訂正処理されているとともに、7年3月31日付けで、一人が5年11月1日に、4人が5年3月

1日に、それぞれさかのぼって訂正処理されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年4月から同年9月までは36万円に、同年10月から6年2月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和44年9月1日であると認められることから、同期間に係る資格喪失日の記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和43年8月及び同年9月は5万6,000円、同年10月から44年8月までは6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月31日から44年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和44年8月31日まで継続して勤務していたので、同期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における雇用保険の記録から、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、申立人は昭和43年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社は、昭和43年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人を含む14名に係る43年10月の標準報酬月額の定時決定の記録が記載されているとともに、申立人の資格喪失日の記録は記載されていない。

また、上記の厚生年金保険被保険者名簿には、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和43年8月31日以降の日付で被保険者資格を取得している者が9名おり、最後に被保険者資格を取得している者は同年11月18日に発生しているところ、その処理日は同年11月30日と記録されていることから、社会保険事務所において、少なくとも同日以降に、申立人に係る資格喪失日の

訂正処理が、さかのぼって行われていることがうかがわれる。

さらに、上記のA社の厚生年金保険被保険者名簿における同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日前後の従業員に係る記載内容及び申立人の同僚の供述から、申立期間当時、同社は、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められない。また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人を含め複数の従業員の資格喪失日が記載されておらず、社会保険事務所における同名簿の記録管理に不備が認められる。これらのことから、申立人の被保険者資格の喪失日は、同社の雇用保険の記録及び申立人の同社における退職日に係る供述から、昭和44年9月1日とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和43年8月及び同年9月は5万6,000円、同年10月から44年8月までは6万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 7 月 1 日から 6 年 8 月 31 日まで
社会保険庁の記録において、A 社で代表取締役として在職していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬から控除されていた保険料に見合う額と相違していることが判明した。当該相違について、全く記憶に無いため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の A 社における厚生年金保険加入期間のうち平成 4 年 7 月から 6 年 7 月までの期間の標準報酬月額が、当初、53 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 8 月 31 日後の 7 年 1 月 31 日付けで、4 年 7 月 1 日にさかのぼって 8 万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、A 社の商業登記簿謄本から、申立人は当該訂正処理が行われた時点(平成 7 年 1 月 31 日)で、同社の代表取締役であったことが確認できる。しかし、官報によると、同社の破産宣告年月日は 6 年 11 月 * 日であり、同日後に当該訂正処理が行われたことが確認できる。

さらに、当該破産宣告に係る破産管財人が、「破産当時、A 社は社会保険料を滞納していた。その滞納保険料を免除してもらうため、管轄社会保険事務所の担当者と協議し、自身が申立人の標準報酬月額を引き下げる手続をした。」と供述していることから、申立人が代表取締役として当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年7月から6年7月までの期間について53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私の母は、私が大学生であった平成元年4月に私の国民年金の任意加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたが、年金手帳には最後の1年間だけ加入していると記載されている。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する国民年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」が平成3年4月1日と記載されている上、申立人が当時居住していた市が保存する国民年金資格取得届受付台帳により、資格取得届が同年4月23日に受け付けられ、制度改正に伴い学生が強制加入被保険者となった同年4月1日に資格取得していること、同市が保存する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号が同年4月23日に払い出され、同年4月1日に資格取得していることが確認できるなど、申立期間は未加入期間であり、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料をさかのぼって納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6100

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年3月まで

私の母は、私が20歳になった時に国民年金の任意加入手続を行い、それ以降の大学生の期間、国民年金保険料を納付してくれていた。弟の分も学生時の20歳から母が納付しており、記録は納付済みとなっている。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び母親は、申立人の国民年金手帳の受領及び所持に関する記憶が曖昧であり、また、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所において、申立人の国民年金への加入記録及び国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いこと、さらに、申立人の弟の保険料の納付済み期間は、制度改正により20歳以上の学生が強制加入被保険者となった平成3年4月以降であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6101

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 54 年 3 月まで
私の国民年金保険料は、20 歳になった時から納付していると父から聞いていた。同居していた両親と妻は納付済みであるのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 6 月時点では、特例納付による場合を除き、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人及び母親は、父親から保険料をさかのぼって納付したことを聞いた記憶は無いと説明している上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6108

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 51 年 3 月まで

私は、私が大学生の頃、母から「国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を納付していた。」と聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人の、母親が国民年金の加入手続を行ったとする時期や申立期間の国民年金手帳の記憶は曖昧であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 1 月ごろでは、申立期間の過半は時効により保険料が納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から49年12月まで

私の国民年金保険は、母親が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した。同居の母親が申立期間の保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料を納付していたとされる母親から事情を聴取することができないため、当時の納付状況等が不明確であるなど、申立人の母親が、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和42年に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は50年12月に払い出されたことが払出簿より確認でき、その時点では、申立期間のうち42年12月から48年9月までの保険料は時効により納付できない期間であり、48年10月から49年12月までの保険料は過年度納付することが可能な期間ではあるが、申立人は、申立人の母親が申立人の保険料をまとめてさかのぼって納付した記憶が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から49年3月まで

私は、自宅に来た区役所の職員に国民年金の加入勧奨を受け、同居していた母親が加入手続を行い、私の分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の母親から加入手続及び納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人の主張する納付方法は当時の納付方法と合致していないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年11月時点では、申立期間のうち42年10月から47年9月までの期間は時効により保険料を納付することはできない期間であり、47年10月から49年3月までの期間は過年度納付することが可能な期間であるが、申立人には申立人の母親が保険料をさかのぼって納付した記憶は無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私の母は、私が大学の4年生であった平成3年に、私の国民年金の加入手続をし、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未加入とされ、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立期間のうち平成3年4月から同年9月まで同居していたとする申立人の弟は同居していた間の保険料が未納となっているなど、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金第1号被保険者資格を取得した16年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間当時国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 63 年 5 月まで

私は、ほかの従業員と同様に会社から国民年金保険料数千円を天引きされ、経理担当である私が国民年金事務組合に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立ての国民年金事務組合には、申立人の保険料徴収に係る委託を受けたことを確認できる資料は無い。申立期間のうち昭和 55 年 6 月から 57 年 1 月までの期間については、申立人が当時勤めていた会社には、国民年金事務組合に保険料徴収を委託する従業員を置いていなかったことから、当該期間においては、保険料の徴収委託は行われていなかったものと考えられる。

また、申立期間のうち昭和 57 年 2 月から 63 年 5 月までの期間については、当該期間を通して当該会社に勤務していた元同僚 15 人のうち 11 人には国民年金事務組合に保険料の徴収委託をしていた記録があるものの、4 人には徴収委託の記録が無く、必ずしも従業員全員が徴収委託をしていた状況ではなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、昭和 36 年 2 月ごろに払い出された申立人の国民年金手帳の記号番号は、納付記録及び免除記録が無く、不在者として扱われて 2 年を経過したために台帳は削除されており、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶も無いなど、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6121

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私が大学に合格した昭和 62 年 4 月から私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は申立期間直後の学生が強制加入被保険者となった平成 3 年 4 月 1 日に資格取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間となるため、制度上、保険料を納付できない期間である上、母親が記憶する保険料額は、申立期間直後の平成 3 年度当時の額であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人及びその母親は、申立期間当時に国民年金手帳を所持していた記憶が不明確であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から48年3月まで

私は、両親に国民年金の加入を強く勧められ、大学入学の際に、出張所で加入手続きを行い、アルバイトで得た収入の中から国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付した保険料額についての記憶が曖昧である上、申立人が居住する区では、申立期間の大半は印紙検認方式による保険料納付が行われていたが、申立人が記憶する納付方法は当該納付方法と異なっている。

また、申立人は、申立人の所持する手帳により、昭和57年1月30日に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持していたとする国民年金手帳の色及び形状は、当時発行されていた年金手帳と異なる上、所轄社会保険事務所の昭和59年度の年度別納付状況リストから、申立期間は未加入期間であったことが確認できるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から 63 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から 63 年 8 月まで

私は、昭和 62 年 1 月に個人営業の店舗に転職し、自身で国民年金の加入
手続を行った。加入期間の国民年金保険料は、当初は自分で納付し、途中
から未納となってしまった分は婚姻後に妻が納付してくれたはずである。
申立期間が申請免除期間で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す
関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続
後に保険料を納付した期間、保険料額、納付場所等の納付状況に関する記憶
が曖昧であり、婚姻後に申立人の未納期間の保険料を納付したとする妻は、
保険料を納付した時期、納付回数、納付金額等の納付状況に関する記憶が不
明確である。

また、申立人は、申立期間について、保険料の免除申請をした記憶は無い
と説明しているが、オンライン記録によると、申立期間について昭和 62 年 1
月の初回の免除申請以降 3 回の免除申請を行ったことが記録されており、そ
れぞれの免除申請に係る申請日、対象期間及び処理年月日の記載内容に不自然な点は認められない。

さらに、申立人は、保険料の追納を申し出た記憶も無いとしているが、申
立期間のうち、昭和 62 年 1 月から同年 6 月までの期間について、追納期限直
前の平成 8 年 12 月に追納の申出を行ったことが記録されている上、当該追納
申出に係る保険料の追納については、納付を確認できないことなど、申立人
及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情
も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 40 年 1 月までの期間及び 43 年 12 月から 52 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 40 年 1 月まで
② 昭和 43 年 12 月から 52 年 7 月まで

私は、昭和 37 年 10 月に国民年金に加入し、40 年 1 月まで国民年金保険料を郵便局で納付してきた。また、会社を退職した 43 年 12 月から 44 年 10 月までの保険料を郵便局で納付し、国外に転居した 44 年 11 月から 48 年 3 月まで保険料を口座振替で納付し、帰国した 48 年 4 月から 49 年 10 月まで保険料を郵便局又は区の出張所で納付し、再び国外に転居した 49 年 11 月から 52 年 7 月までの保険料を帰国後の 57 年ごろに 2 回に分けて郵便局で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、納付書により保険料を納付したとする方法は、申立人が当時居住していた市及び区の保険料の納付方法と相違する。また、申立期間②については、申立人は、保険料の納付額の記憶が曖昧である上、申立人が供述している納付書や口座振替により保険料を納付したとする方法は、いずれの期間においても申立人が当時居住していた区や納付したとする市の保険料の納付方法と相違するほか、申立人が国外に居住していたとする昭和 49 年 11 月から 52 年 7 月までの期間については、当該期間の保険料を納付したとする 57 年時点では、時効により当該期間の保険料を納付できないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和

52 年 8 月に国民年金に任意加入しており、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付できない上、申立期間②の大部分は国外に居住していることから国民年金に加入できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月から 59 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 54 年に国民年金に加入し、納付書により国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所及び保険料の納付額の記憶が曖昧である上、当時同居していたとする申立人の弟も申立期間のうち 20 歳になった昭和 56 年*月から 59 年 3 月までの保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 12 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 59 年 3 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 56 年から私の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び申立人は、国民年金の加入^{あいまい}手続をした時期、場所及び保険料の納付時期及び納付場所の記憶が曖昧である上、保険料を納付したとする郵便局は、当時現年度保険料の収納事務を行っておらず、納付したとする保険料の金額も当時の保険料額と相違する。また、当時同居していたとする申立人の姉も申立期間の一部は国民年金に加入していないなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 8 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 9 月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をし、私が 20 歳になった昭和 51 年から国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 54 年 12 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年3月まで

私は、昭和46年ごろに区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月

私は、昭和50年10月ごろ国民年金の加入手続を行い、その際、さかのぼって納付できる国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間は、申立人が昭和50年10月ごろに国民年金の加入手続を行った際、区役所では申立人が厚生年金保険適用事業所を同年7月31日に退職したものと取扱い、翌日の同年8月1日を厚生年金保険の資格喪失日及び国民年金の資格取得日として取り扱ったため、国民年金未加入期間とされたものであり、その後、平成4年5月に、申立人は、昭和50年7月30日に厚生年金適用事業所を退職し、厚生年金保険の資格喪失日が翌日の同年7月31日であることが判明したため、国民年金の資格取得日が同日に訂正され、これに伴い、申立期間は、それまでの未加入期間から未納期間に変更されたものである。申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、資格取得日訂正前は、申立期間は未加入期間とされていたため、制度上さかのぼって納付することはできず、資格取得日訂正時点では申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から60年9月までの期間及び62年3月から63年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から60年9月まで
② 昭和62年3月から63年10月まで

私は、昭和56年9月に会社を退職した後、区役所で国民健康保険と国民年金に同時に加入した。両親も国民年金に加入しており、国民として当たり前のこととして何の疑念も持たずに手続を行ったことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、国民年金の加入時期、保険料額等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年10月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年11月までの期間及び52年1月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から50年11月まで
② 昭和52年1月から同年6月まで

私は、父が市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の記録は、昭和52年7月より加入していた厚生年金保険の手帳記号番号が平成9年1月に基礎年金番号となり、当該番号にて厚生年金保険の資格喪失後の15年10月に資格取得となったものと考えられ、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、当該資格取得時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 6137

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金保険料は、父が加入手続きを行い、私又は母が郵便局で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料の金額、納付方法等の記憶が曖昧である。また、申立人とともに保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況を聴取することが困難なため、当時の状況が不明確である上、同居の両親の申立期間の保険料も未納となっているなど、申立人及び母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年4月から同年7月まで
私は、会社退職後に送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、保険料額の記憶が曖昧である。また、申立人は、「国民年金に加入した記憶は無いが、納付書が送付されてきたので保険料を納付した。国民年金の納付書は、国民健康保険に加入したから、送付されてきた。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時期は平成2年8月であり、申立人が居住している市の市役所では、国民年金手帳の記号番号が払い出されていなければ納付書は発行されないと説明していることを踏まえると、申立人あてに申立期間の納付書が送達されていたとは考え難く、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

ほかに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 16 日から 39 年 1 月 1 日まで
平成 20 年 8 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時に脱退手当金の説明を受けておらず、脱退手当金をもらった覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されており、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 20 日から同年 12 月 20 日まで
② 昭和 42 年 12 月 20 日から 48 年 2 月 21 日まで
ねんきん特別便が届き、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、当時は脱退手当金の制度については知らず、生後間もない子供がおり脱退手当金の請求手続を行えるはずがないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している、申立期間に係る脱退手当金の脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名及び捺印が確認でき、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 44 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 11 日まで

平成 21 年 3 月に、社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。

しかし、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金を受給したが、申立期間の脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対しては、申立期間後に再加入した厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているが、その際、仮に申立期間の脱退手当金が支給されていなければ、当該申立期間も併せて請求手続がとられるべきところ、申立人は申立期間後の厚生年金保険被保険者期間のみ手続したと主張していることを踏まえると、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして、請求手続が行われたものとするのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 6 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで
60 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 6 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 17 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、16 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 3 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 9 月 4 日に

支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 38 年 12 月 29 日まで
平成 18 年ごろ、社会保険労務士に年金相談を行い、年金記録を調べてもらったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金を受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 12 月 29 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 40 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、37 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者のうち 3 名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 3 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 11 月 21 日まで
63 歳の時に、社会保険事務所で年金の受給手続を行ったところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、退職時に会社から脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことや、受け取った覚えは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 35 年 11 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 13 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 12 名が資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であることや、当該支給決定の記録がある者のうち 2 名は、事業所が請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 35 年 12 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月ごろから 38 年 1 月 7 日まで
② 昭和 45 年 7 月 23 日から 47 年 9 月ごろまで
③ 昭和 49 年 11 月ごろから 52 年 10 月 1 日まで
④ 平成 3 年 4 月ごろから同年 12 月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②、C社に勤務していた申立期間③及びD社に勤務していた申立期間④の加入記録が無い旨の回答をもらった。それぞれの会社に勤務したことは確かであるので、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 37 年 5 月ごろからA社に継続して勤務しており、38 年 1 月 7 日までの期間も厚生年金保険の被保険者として勤務していたと申し立てている。

しかし、商業登記簿謄本により、A社は、既に解散しており、当時の事業主、管理担当役員及び社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が申立期間①当時の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が申し立てている時期に厚生年金保険に加入していた従業員 10 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち 6 人は、申立人を記憶しておらず、残る 2 人は、申立人が販売員として勤務していたと供述しているものの、申立

人の同社における勤務の開始時期は不明であると供述している。

さらに、上記従業員二人のうち一人は、当時のA社では、給与が全額出来高給又は固定給と出来高給とを合わせたものとなっていたこと、試用期間があり自分は入社してから6か月後に雇用保険と厚生年金保険に加入できたこと、及び給与は手取り額重視で雇用保険や厚生年金保険の加入については、管理部門以外は任意であったと供述していることから、同社では、一部の従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者番号に欠番等の不自然さは認められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、昭和45年7月23日から47年9月ごろまでB社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、当時のB社の事業主は死亡している上、同事業主の妻からも、当時の会社関係資料は残されておらず何も分からない旨の回答があったことから、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が申立期間②当時の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、従業員9人に照会したところ、死亡の1人を除く8人は、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間②に係る勤務の実態や同社における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上記従業員8人のうち1人は、「当時の会社は、雇用保険及び厚生年金保険の加入は任意であったと記憶している。」旨供述している。

加えて、社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者番号に欠番等の不自然さは認められない。

なお、社会保険庁のオンライン記録により、申立人には、申立期間②のうち昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料の納付記録が認められる。

- 3 申立期間③について、申立人は、C社には昭和49年11月ごろから53年4月1日まで継続して勤務しており、49年11月ごろから52年10月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことはおかしいと申し立てているところ、雇用保険の加入記録により、52年4月1日から53年3月31日までの期間について、同社において雇用保険の被保険者であったことが確認でき、申立期間③の一部について、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、商業登記簿謄本により、C社は、既に解散しており、当時の事業主、担当役員及び社会保険事務担当者は死亡していることから、申立人の申

立期間③に係る勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が申立期間③当時の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所が保管するC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が申し立てている時期に厚生年金保険に加入していた従業員6人に照会したところ、5人は申立人を記憶しておらず、申立人の在籍を記憶していると回答した一人は、当時、申立人は外回りの営業に従事していたが、厚生年金保険の取扱いについては不明であると供述している。

なお、申立人には、申立期間③の一部を含む昭和52年4月から同年10月までの国民年金保険料の納付記録が認められる。

- 4 申立期間④について、申立人は、平成3年4月ごろから同年12月ごろまでD社に勤務していたと申し立てている。

しかし、商業登記簿謄本により、D社は、既に解散しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間④に係る勤務の実態や同社における当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が申立期間④当時の同僚一人だけを記憶しているものの、当該同僚は、申立人に係る社会保険の加入の有無について、担当業務外のため不明であると供述しているほか、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が申し立てている時期に厚生年金保険に加入していた従業員5人に照会したところ、当時の役員一人及び従業員二人が申立人のかすかに覚えていると回答しているが、社会保険の加入など具体的な記憶のある者はおらず、これらの者から申立人の申立期間④に係る勤務の実態や厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、当時の役員等は、給与については基本給と歩合給とを合わせたものの又はすべて歩合給のいずれかであったこと、及び営業成績が厚生年金保険の資格付与の要件となっていたことを供述しており、当時の従業員一人は、「当時の会社は死亡した社長の一存で試用期間が設けられており、自分は入社後6か月してから厚生年金保険の被保険者になっている。」と供述していることから、D社では、従業員について、入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

なお、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が入社したと申し立てている平成3年4月及び同年5月には、申立人を含め、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録は無い。

- 5 このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から 4 年 3 月 31 日まで
社会保険庁の記録によれば、代表取締役として、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険料の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年3月31日）の後の同年5月1日付けで、8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本により、上記減額訂正が行われた当時、申立人は、A社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、申立期間当時は社会保険料を滞納しており、社会保険事務所からの数回の呼出しに応じて、1回か2回ぐらい、社会保険事務所へ行った記憶があると供述しているほか、申立期間当時、社会保険関係の手続は自身で行っており、遡及した記録訂正に係る届出を行うとすれば自身以外にはあり得ない旨供述していることから、代表取締役であった申立人が関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたものとは考え難く、申立人自身が標準報酬月額の減額処理の届出を行ったものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5162

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 7 年 9 月 30 日まで

社会保険庁の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、最初から事実上の事業主として、途中から商業登記簿上も代表取締役として勤務していたが、社会保険事務所から社会保険料の滞納を理由として、同社について社会保険適用事業所を辞めるように言われ、それに伴い厚生年金保険の被保険者資格を喪失した経緯がある。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、平成 5 年 10 月から 7 年 8 月までの期間は 20 万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 7 年 9 月 30 日）の後の同年 10 月 17 日付けで、5 年 10 月から 6 年 10 月までの期間は 8 万円に、6 年 11 月から 7 年 8 月までの期間は 9 万 2,000 円に減額訂正され、申立人と同様に、二人の被保険者についても標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本により、A社の当時の代表取締役には、申立人の長男が就任し、申立人は役員に就任しておらず、減額訂正処理日以降の平成 9 年 6 月 23 日に、申立人の長男に代わり代表取締役に就任していることが確認できるが、申立人は、同社設立以来、一貫して事実上の事業主として社会保険関係の手続きを含め同社の業務全般の遂行に当たっていたと供述している。

また、申立人は、平成 7 年 9 月ごろ、厚生年金保険料の滞納があったため、社会保険事務所から呼び出され、滞納保険料の解消措置として、適用事業所を辞めるように言われたが、「この程度のことで適用事業所を辞めろと言われた

ことに激怒したことを覚えている。」と供述しているほか、その際、社会保険事務所から標準報酬月額をさかのぼって減額訂正するとの説明等はなく、社会保険事務所が一方的に勝手にやったものであると供述している。

一方、社会保険事務所からは滞納処分票の一部が提出されており、社会保険料の滞納があったことが確認できる上、申立人も平成6年5月ごろから2か月遅れで社会保険料を納付していたと供述していることから、社会保険事務所から社会保険料の納付について再三にわたり督促があったことがうかがえる。

また、申立人は、A社における社会保険関係の手続を含む業務全般の遂行に当たっていたと供述していることから、申立期間における標準報酬月額の減額訂正について、社会保険事務所から何らかの説明を受けていたものと考えるのが自然である。

なお、申立期間当時、A社の従業員は、申立人及びその妻だけであり、申立人の長男はB国に長期滞在していたことから、申立人が減額処理に関与せずに、社会保険事務所において標準報酬月額の訂正処理がなされたものとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務に権限を有する事業主として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、標準報酬月額の減額処理の説明を受けていないとして、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から36年3月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（同社の事業主が経営していたB社又はC社の可能性もある。）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同事業所に勤務していたことは確かであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社、B社又はC社のいずれかに勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立期間において、社会保険事務所の記録では、A社、B社及びC社のいずれの事業所について、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、上記3事業所の所在地を管轄する法務局の商業登記簿謄本では、3事業所の商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、A社を経営していたとする事業主二人の姓を記憶していたものの、名前を記憶していないことから、当該事業主への連絡先は不明であり、事業主から、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 9 月 29 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 21 日まで勤務をしていたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 10 月 21 日までの期間において、6 か月ごとの契約更新による契約社員としてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立期間当時の同社の従業員に関する資料を保有していないことから、申立人の申立期間における勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないとしており、同社の人事関連業務を受託しているB社の担当者は、「契約社員制度については、資料が残っていないので確認できないが、当時、英文タイピストのアルバイト社員は多数在籍していた。アルバイト社員は、一般的に、採用時は3か月又は1か月の契約で、その後、数か月ごとに契約更新を繰り返し、最長で2年間の雇用となる。」と供述している。

また、申立人は、A社における上司・同僚等について、自分の妹以外記憶していないため、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人のことを記憶している者はおらず、そのうちの複数の者は、「非正規社員はアルバイト社員という呼称であった。契約社員制度というものは無かった。」と供述している。

これらのことから、申立人は、A社では、アルバイト社員として勤務していたと認められる。

そして、申立人の妹は、「昭和46年の秋ごろ、3か月契約のアルバイト社員としてA社に入社した。厚生年金保険には加入しない条件で採用になったと思う。」と供述しているところ、当該妹には、A社における厚生年金保険の加入記録が無い。

また、上記の複数の従業員の中には、アルバイト社員として同社に勤務した期間において、A社における厚生年金保険の加入記録が無い者もあり、これらのことから、同社では、申立期間当時、必ずしもすべてのアルバイト社員を社会保険に加入させていたわけではなかったと認められる。

さらに、B社の上記担当者及び従業員の一人名は、当時、A社では、雇用保険と健康保険・厚生年金保険には同時に加入させていた旨供述しているところ、申立人には、A社における雇用保険の加入記録が無い。

なお、昭和45年9月29日から同年10月21日までの期間において、申立人にA社における厚生年金保険の加入記録はあるが、雇用保険の加入記録は無い。このことについて、B社の上記担当者は、「厚生年金保険の資格取得の届出日と退職日が近い場合、雇用保険の資格取得の届出が漏れることは考えられる。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月1日から7年8月12日まで
社会保険事務所の訪問により、A社に代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額より減額されていることが判明した。このような減額する手続をした覚えはないので、訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 平成5年11月5日の遡^{そきゅう}及訂正について

申立期間のうち、平成3年10月から5年9月までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、3年10月から5年3月までの期間は53万円、同年4月から同年9月までの期間は30万円と記録されていたところ、5年11月5日付けで、3年10月から5年9月までの期間は8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、閉鎖商業登記簿及び履歴事項全部証明書により、申立人は、平成元年4月1月からA社が解散した14年12月3日まで同社の代表取締役であったことが確認できるとともに、申立人は、自らが4年12月から同社の社会保険事務の執行者であり、社会保険事務所との対応窓口であったと回答している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿により、上記減額訂正が行われた当時、厚生年金保険の被保険者は3名のみであったことが確認できる。

これらのことから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の減額処理がなされたことは考え難く、申立人は自

らの標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち平成3年10月から5年9月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 平成7年9月26日の遡^{そきゅう}及訂正について

申立期間のうち、平成元年8月から7年7月までに係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、元年8月から2年9月までの期間は47万円、同年10月から3年9月までの期間は53万円、同年10月から7年7月までの期間は8万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年8月12日）の後の同年9月26日に、元年8月から4年9月までの期間は6万8,000円に、同年10月から7年7月までの期間は8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる（ただし、標準報酬月額の最低金額改定に伴い、現在は平成元年8月から同年11月までの期間は6万8,000円、元年12月から6年10月までの期間は8万円、6年11月から7年7月までの期間は9万2,000円と記録されている。）。

また、申立人は、「当時、A社には保険料の滞納があり、その処理のため社会保険事務所に厚生年金保険の適用事業所の全喪に係る書類に押印した際、減額訂正に応じたかもしれない。」と供述していることから、申立人は、滞納保険料の処理のため自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

さらに、申立人は、上記1のとおり、申立期間において同社の代表取締役であり、社会保険事務執行者でもあったと回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち平成元年8月から7年7月までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から10年5月21日まで
社会保険事務所の訪問により、A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年6月から10年4月までの期間は50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成10年5月21日）の後の同年7月3日付けで、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されている。

一方、商業登記簿謄本により、申立人は、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正された当時、A社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社の経営が悪化した際に、自分が社会保険事務所と複数回にわたって滞納保険料の整理について交渉を行い、実際に書面に署名捺印し、手続を行った。」旨供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自身等の標準報酬月額の減額処理の手続を行いながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで

A社に取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された報酬に見合う標準報酬月額と相違している。当時の報酬は少なくとも 50 万円はあったので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年10月から4年6月までは53万円、同年7月から5年1月までは50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年2月28日の後の同年3月12日を処理日として、遡^{そきゆう}及して14万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理が行われた平成5年3月12日において、同社の取締役であることが確認できるとともに、申立人は、同社における社会保険関係の事務手続について、自分が代表取締役に代わって書類に押印する等の一定の権限を有していたと供述している。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者であった4人の一般従業員に照会したところ、全員が、同社における社会保険関係事務は申立人が担当していたと回答しており、これらのことから、取締役であった申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A社の社会保険関係事務を担当する取締役であった申立人が、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記

録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 10 月 5 日まで

A社において取締役を務めていた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に受け取っていた報酬額と異なるので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、社会保険庁のオンライン記録により平成 10 年 10 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、11 年 3 月 31 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、9 年 11 月から 10 年 9 月までの期間について、11 万円に訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の法人登記簿謄本によると、申立人は、平成 8 年 7 月 30 日に代表取締役を辞任しているものの、申立人の後に代表取締役に就任している実妹は、「A社の実質的な社長は申立人であった。自分は、申立人から、借金問題があるため、代表取締役として名前を貸してくれと言われたものであり、申立人の部下であった。」と供述している。また、同社の従業員に照会したところ、回答のあった 19 人全員が、申立人は、同社の解散後まで継続して同社の社長として業務を行っていたと回答しており、このうち 1 名は、「申立人は、申立期間当時も、申立人の名前が入った代表取締役名のゴム印を使用していた。」と供述している。

また、申立人は、A社が平成 10 年 10 月 5 日に適用事業所でなくなった後、従業員に賃金を払えなくなったことから、従業員が労働基準監督署に未払賃金の立替払をしてもらえよう、自分が、同社の事業主として、自ら同署に何度も手続に行くと供述しており、従業員から提出された労働基準監督署発行の「未払賃金の立替払に係る確認について」の日付は、11 年*月*日であるこ

とが確認できる。

さらに、申立人が筆頭株主あてに作成した会社の運営に関する「詫び状」には、申立人が代表取締役を辞任後も「代表取締役」として業務を行っていたことが記載されており、同内容からも、申立人がA社の実質上の「代表取締役」として権限を有していたことが認められ、申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

加えて、社会保険事務所にはA社の厚生年金保険料の滞納に係る記録は保存されていないものの、B健康保険組合及びC厚生年金基金からは同社に係る各保険料の滞納があったことを示す書類が提出されており、これらのことから、厚生年金保険料の滞納があった可能性がうかがえる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社において実質上の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の見直しについて、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された報酬に見合う標準報酬月額と相違している。当時の報酬は 100 万円以上であったので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 3 年 10 月から 5 年 1 月までは 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 5 年 2 月 28 日の後の同年 3 月 12 日を処理日として、遡及して 14 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理が行われた平成 5 年 3 月 12 日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社における社会保険関係の事務手続については妻が行い、妻から報告を受けていたと供述しており、このことについては、申立人の妻も、当該事務手続は自分が行っており、申立人に事務手続後の報告を行っていたと供述している。

さらに、A社の他の役員及び複数の従業員は、申立期間当時、A社の経営状況は不振であったと供述していることから、厚生年金保険料の滞納があった可能性がうかがわれる。

これらのことから、申立人の妻により当該標準報酬月額の減額訂正処理に係る届出が行われ、代表取締役であった申立人は、その報告を受け、同意していたものと考えることが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社の代表取締役として、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 2 月 25 日から 54 年 2 月 16 日まで
② 昭和 63 年 4 月 23 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 12 月 1 日から平成元年 6 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①及び申立期間②、並びにB社で勤務した期間のうち申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれ勤務していたことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の従業員の供述により、期間は定かではないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、同社の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び保険料控除等について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者となっている従業員に照会したところ、4名から入社日と被保険者資格の取得日が相違している旨の回答があり、さらに、このうち2名は、同社では、申立期間当時、本人の希望により社会保険に加入させない取扱いが行われていたと供述している。

加えて、同社の複数の従業員は、「申立人は会社の保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかったと思う。」と供述している。

申立期間②について、雇用保険の記録及びA社の従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社は昭和 63 年 4

月 23 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間②において、同社は適用事業所となっていない。

また、A社の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び保険料控除等について確認できない。

さらに、申立人と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日に被保険者資格を喪失している複数の従業員に照会したが、申立期間当時の給与明細書等を保存している者はおらず、また、同期間において厚生年金保険料の控除があったことを記憶している者もない。

申立期間③について、雇用保険の記録及びB社の従業員の供述により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、B社は平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③において、同社は適用事業所となっていない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も把握できないことから、申立人の申立期間当時の勤務状況及び保険料控除等について確認できない。

さらに、申立人と同様に、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している複数の従業員に照会したが、申立期間当時の給与明細書等を保存している者はおらず、また、同期間において厚生年金保険料の控除があったことを記憶している者もない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 3 月 2 日まで

A社において代表取締役を務めていた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年4月から6年2月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった6年3月2日の後の同年5月6日を処理日として、遡及して9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、当該訂正処理が行われた平成6年5月6日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社では、申立期間当時、厚生年金保険料の滞納は無かったとしているが、当時の経理事務担当者は、「社会保険事務所から厚生年金保険料の納付に係る督促の電話を何度も受けたことがあり、A社では厚生年金保険料をかなり滞納していた。」と供述している。

さらに、B健康保険組合の担当者は、「A社の健康保険料の未納額は420万円ほどあったことから、厚生年金保険料の滞納もあったはずであり、申立人が保険料の滞納について知らないはずはない。」と供述している。

加えて、申立人は、「A社では、親会社であるC社からの出向者が代表者印を管理していた。」と供述しているが、A社の複数の従業員は、同社では申立人の承諾無しに代表者印を押すことはできなかったと供述しており、これらのことから、A社の代表取締役であった申立人が当該遡及訂正処理に^{そきゅう}関与してい

なかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和22年6月1日から同年11月1日まで
②昭和23年ごろから24年3月ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A会に勤務した申立期間①及びB事業所に勤務した申立期間②について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②について、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が記憶していたA会の当時の理事長及び2人の上司の名前が社会保険事務所の同会に係る厚生年金保険被保険者名簿から確認できること並びに申立人による同会に勤務していた状況についての具体的な供述から判断すると、期間を特定できないものの、申立人が同会に勤務していたことは推認することができる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A会は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、上記理事長及び2人の上司はいずれも死亡又は連絡先等が不明であるため供述が得られない上、上記被保険者名簿から申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れた従業員は申立人を記憶していないため、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前は確認できず、申立人が記憶していた2人の同僚の名前も確認できない上、昭和20年3月14日より後に同会において厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員を確認できないため、同名簿から申立人のA会における厚生年金保険の

加入状況を確認することができない。

さらに、社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認したところ、同台帳では昭和24年3月31日以前の記録が無く、同台帳から申立人のA会における厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人は、B事業所に在籍し、同事業所を通して進駐軍労務者として各種駐留軍施設に勤務していた旨申し立てている。

しかし、進駐軍労務者については、厚生省保険局長通知「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）に基づき、昭和24年4月1日から厚生年金保険に加入することとなったことから、申立人は、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者ではなかったと認められる。

また、社会保険事務所のB事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿では、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和24年4月1日であることが確認できることから、申立期間②は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 11 月 30 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年2月から10年10月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年11月30日以降の同年12月3日に、当該期間について9万2,000円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成8年2月1日から10年11月30日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答しており、また、同社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る閉鎖事項全部証明書により、申立人は、上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「申立期間当時、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述している。

さらに、申立人は、「平成10年ごろ、社会保険事務所から事業所の厚生年金保険からの脱退について働きかけがあり、同事務所の担当職員の提案を受け入れて当該脱退に係る手続を行った。」旨供述している。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業

所に該当しなくなった平成10年11月30日に申立人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理が、同年12月3日に行われていることが確認でき、これは、申立てに係る標準報酬月額減額処理が行われた日と一致している。

これらのことから、申立人は、「当時、A社の代表者印は自分が管理していたが、標準報酬月額減額に係る届出を行った記憶は無く、社会保険事務所の担当職員から当該減額に係る説明を受けた記憶も無い。」旨主張しているものの、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額減額処理がなされたとは考え難く、申立人は自らの標準報酬月額減額処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月 1 日から 10 年 12 月 31 日まで

社会保険庁の記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 1 月から 10 年 11 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年 12 月 31 日以降の 11 年 3 月 4 日に、当該期間について 13 万 4,000 円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成 8 年 1 月 1 日から 10 年 12 月 31 日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答している。

また、A社の所在地を管轄する法務局から提出のあった同社に係る履歴事項全部証明書等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

さらに、申立人は、平成 10 年ごろからA社の経営状況が悪化し、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた旨供述している。

加えて、申立人は、平成 11 年 2 月又は 3 月ごろに、社会保険事務所からの呼出しに応じて同事務所に出向き、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の提案を受け入れ、これに基づき、同事務所に対して標準報酬月額の減額

等に係る届出を行ったことを認めている。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、自らの標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、同社の代表取締役としての責任を取り、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月ごろから 49 年 9 月 2 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社に勤務し、製品の検査業務に従事していた旨申し立てている。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の同社の事業主や社会保険事務担当者は既に死亡しているため供述が得られないことに加え、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したものの、連絡の取れた複数の従業員はいずれも申立人を記憶していないため、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、上記従業員のうち、申立人と同一職種の複数の者は、「自分はA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも前に同社に入社している。」旨供述している。また、これらの従業員が入社したと供述している時期から上記被保険者名簿における厚生年金保険の被保険者資格取得日までの期間を見ると、いずれも13か月ないし24か月となっていることが確認できる。さらに、これらの従業員はいずれも、同社への入社から厚生年金保険に加入するまでの期間に厚生年金保険料の給与からの控除は無かった旨供述している。これらのことから、同社では、申立期間当時、採用した従業員について、入社してから

相当期間経過後、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、公共職業安定所の記録では、申立人のA社における雇用保険の被保険者資格取得日が昭和49年9月2日であることが確認でき、これは社会保険事務所の厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案5191

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から同年9月30日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、代表取締役として勤務しており、平成6年ごろに社会保険料の未払いが発生し、社会保険料の負担が大変なので国民年金に替えようと考え、全喪手続をした。しかし、被保険者資格を喪失するまで、標準報酬月額は53万円であり、その保険料は控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であったことが確認でき、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年9月30日）まで厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、A社が適用事業所でなくなった後の平成6年10月6日付けで、さかのぼって同年2月から同年9月までの標準報酬月額を53万円から8万円に減額処理されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

しかしながら、申立人は、社会保険関係の事務処理については、すべてA社の専務取締役に任せていたため、何も知らなかったと供述している。

一方、申立人は、当時A社において厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、保険料の負担が大きいため、国民年金への切替えについて当該専務に相談したことを認める供述していることを踏まえると、申立人は厚生年金保険に係る手続について、関与していなかったとは考え難く、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5192

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年3月31日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、平成3年5月から4年2月までの期間は50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（4年3月31日）の後の同年4月8日に、申立期間についてさかのぼって24万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から代表取締役であることが確認できる上、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことを認めている。

また、申立人は、社会保険関係の事務を行っていたのは申立人と妻(取締役)であるが、算定等の重要な処理は申立人が行っていたと述べている上、申立期間当時、A社の被保険者は、申立人と妻の2名のみであり、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額をさかのぼって減額訂正することは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5193

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月1日から13年12月28日まで

社会保険事務所職員による戸別訪問で、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。役員報酬が下がったことはないし、減額訂正の届出をしたこともないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成12年4月から13年11月までの期間は50万円と記録されているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年12月28日の後の14年1月24日に、さかのぼって11万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できるところ、同社の申立期間当時の経理担当者は、平成9年ごろ以降は経営不振で給与の遅配もあったと供述し、申立人は申立期間当時、同社に相当の負債があったことを認める供述をしている。また、社会保険庁のオンライン記録に口座振替情報の記載があることから、金融機関に照会をしたところ、13年8月分以降の社会保険料の口座振替は確認できないことから、当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことが推認できる。

また、申立人は、社会保険の手続は社会保険労務士事務所に依頼し、自らは社会保険の手続は行っていないと供述しているが、当該社会保険労務士事務所は、A社の全喪手続は申立人の依頼を受けて同事務所で行ったと供述しており、同社の全喪手続に申立人が関与して行われたことを踏まえると、同社の代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の訂

正処理が行われたとは考え難い。

さらに、社会保険事務所は、このような標準報酬月額^{そきゅう}の遡及訂正については、事業主からの届出を受けて処理していたとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、A社の業務の執行に対する責任を負っている代表取締役であった申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、これを有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5195

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成5年12月1日から6年6月20日まで
②平成7年5月1日から8年10月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、勤務した期間のうち、取締役として勤務した申立期間①及び代表取締役として勤務した申立期間②の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、これら期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額が、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成6年6月20日）の後の同年7月12日付けで、さかのぼって8万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により申立期間に係る標準報酬月額の減額訂正処理が行われた当時、申立人は同社の取締役であったことが確認できる。

また、A社の従業員は、申立人は、当時、同社の経理及び財務を担当していたと供述している上、同社の代表取締役は、当時、申立人が、同社の経理、財務及び人事を担当しており、代表者印も管理する立場にあったと供述しているところ、申立人は、代表者印を預かっていたことを認める供述をしている。

さらに、上記代表取締役の退任後の平成6年ごろにおいて、同日付けで後任が新たに代表取締役に就任しているが、申立人は引き続き取締役として同社の経理、財務及び人事を担当しており、申立人を含む関係者から、当該新

代表取締役は、社会保険関係事務には関与していないとの供述が得られていることから、当時、申立人は社会保険事務担当役員として、事業所の意思決定について一定の権限を有しており、申立人が、申立期間に係る標準報酬月額減額訂正処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役として自らの標準報酬月額減額処理に職務上関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立人の申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録において、申立人のB社における申立期間の標準報酬月額が当初、平成7年5月から8年6月までの期間は44万円、同年7月から同年9月までの期間は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年10月31日）の後の同年12月3日付けで、さかのぼって9万8,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、申立人は、B社の商業登記簿謄本により、申立期間に係る標準報酬月額減額訂正処理が行われた当時、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時にB社において厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、自身が社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所の全喪に係る手続を行ったと供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役として、自らの標準報酬月額減額処理に同意しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から9年8月18日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社で代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から実際に控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。同社では、経営が悪化し、社会保険料の未払いが発生したが、標準報酬月額を訂正したことは聞いていないので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成9年8月18日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その翌日の8月19日に申立人の標準報酬月額はさかのぼって、5年4月から6年10月までの期間は30万円から8万円に、同年11月から9年7月までの期間は30万円から9万2,000円に、それぞれ減額訂正されたことが、社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、申立人は、A社の経営環境が悪化し、同社において厚生年金保険料の滞納があったことを認め、平成9年8月ごろには、社会保険事務所と滞納保険料の整理について交渉した旨供述している。また、申立人は、社会保険事務所から全喪の提案を受け了解した旨の供述をしていることから、代表取締役であった申立人が関与せずに社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたことは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の減額に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与し、同意しながら、当該処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5197

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から13年1月25日まで

社会保険事務所職員による戸別訪問で、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。同社では、代表取締役で勤務していたが、申立期間の標準報酬月額を正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、15万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年1月25日の後の同年2月1日に、さかのぼって11年1月から12年9月までの期間は9万2,000円、同年10月から同年12月までの期間は9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から代表取締役であることが確認できるところ、同社の役員は、申立人は経営全般に携わり、社会保険手続も行っていたと供述している。

また、申立人は、申立期間当時にA社において厚生年金保険料の滞納があったことを認めており、また、自身が社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所の全喪に係る手続を行った際に何通かの関係書類に押印したと供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、当該標準報酬月額の減額処理に同意しながら、これを有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から8年6月26日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間の標準報酬月額の記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当初、平成7年6月から8年5月までの期間については59万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年6月26日）の後の同年7月30日付けで、さかのぼって28万円に訂正されていることが確認できる。

一方、A社の商業登記簿謄本により、申立期間に係る標準報酬月額の引き下げが行われた当時、申立人は、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、A社の経営状況について、同社に勤務していた従業員2名は、同社を退職する当時の同社の経営状態はあまり良くなく、平成8年6月分の給与は支給されなかったと供述している。さらに、前述の従業員2名のうち1名は当時の社会保険事務担当であり、同社は、社会保険料の納付にも苦慮していたはずだと供述している。

さらに、申立人は、自身が社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所の全喪に係る手続を行ったと供述していることから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、これを有効なものではないと

主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5203 (事案 104 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 7 月 20 日から 30 年 5 月 14 日まで
② 昭和 32 年 5 月 11 日から 34 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が無いことが判明した。申立期間①にはA社、申立期間②にはB社にそれぞれ勤務していたので、年金記録確認第三者委員会に対して申し立てたが、どちらも認められなかった。新たな資料等は何も無いが、納得できないので再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無いこと等、申立期間②については、同僚の厚生年金保険の加入記録が申立人と同様に勤務期間よりも短いことが確認できること等から、申立期間①及び②について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、上記通知に納得できないとして、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当委員会で再度確認した結果、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月1日から平成4年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が下がっていることが分かった。給与が下がった記憶は無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、遡^{そきゅう}及して減額訂正された事実は無い。

また、A社における申立期間当時の社会保険事務手続担当者は、「従業員の給与から、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に基づき保険料を控除していた。」と回答している上、同社の従業員から提出された平成3年及び4年分の源泉徴収票の社会保険料控除額を基に標準報酬月額を試算したところ、社会保険庁の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料控除額を確認できる給与明細書を所持していないため、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月から 29 年 5 月まで
② 昭和 31 年 3 月から 32 年 3 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社又はB社に勤務した申立期間①、C社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらったが、各々の会社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「昭和 27 年 2 月以降の記録を調べたが、申立人が在籍していた形跡が無かった。」と回答しており、申立人の妻は申立人の同僚等の名前を承知していないため、申立人の上司、同僚等に申立人の勤務実態等を確認することもできない。

また、社会保険事務所の保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社で勤務していたことが確認できる従業員 29 人に申立人の勤務実態等について照会したところ、10 人から回答があったが、いずれも「申立人を知らない。」と回答している。

一方、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も確認できないため、同社及び事業主から申立人の勤務実態について確認できない。

また、社会保険事務所の保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社で勤務していたことが確認できる従業員 4 人に申立人の勤務実態等を照会したところ、3 人から回答があったが、いずれも「申

立人を知らない。」と回答している。

さらに、社会保険庁の記録から、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、申立期間後の昭和30年6月1日であることが確認できる。

加えて、申立期間①に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 2 申立期間②について、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も確認できないため、同社及び事業主から申立人の勤務実態及び保険料控除について確認できない。

また、C社の当時の社会保険事務手続担当は、「申立人は入社時からコミッションマーチャント（仲介人）として勤務しており、入社後しばらくの間は、正規社員でないため社会保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述しており、他の元従業員も「コミッションマーチャントは入社後、しばらくの間は厚生年金保険には加入していないと思われる。」と回答していることから、同社においては、コミッションマーチャント（仲介人）について採用後すぐに厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

さらに、申立期間②に係る事業主による厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 5210 (事案 810 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 1 日から同年 9 月 4 日まで
私は、昭和 33 年 5 月から A 事務局に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間も A 事務局に在籍していたことは認められるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 6 日付けで総務大臣の年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っている。

しかし、申立人から新たに提出された資料に記載のあった同僚の厚生年金保険の加入状況について確認したところ、当該同僚も入社日から 1 年程度経過後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、A 事務局は、同事務局に入社した従業員について、入社日から厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 1 日から 8 年 8 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年6月から6年10月までの期間は53万円、同年11月から8年7月までの期間は56万円とそれぞれ記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった8年8月31日の後の同年9月4日に、さかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。
一方、申立人は、A社の商業登記簿謄本から取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A社の社会保険事務を担当していたと供述しており、同社の代表取締役は申立人に当該事務の執行を任せていたとしていることから、申立人は、社会保険事務の執行に権限を有していたことが認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時、A社は社会保険料を滞納していたため、代表取締役と共に社会保険事務所を訪れたとしている。その際、標準報酬月額を減額して滞納保険料を調整するための書類に代表取締役が押印したとしており、申立人は、当該代表取締役の判断はやむを得なかったと供述している。このことについては、上記代表取締役からも同様の供述が得られたことから、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正することに同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務担当の取締役として自らの標準報酬月額の減額処理について同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5213

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月25日から41年4月23日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。A社には、昭和37年3月25日から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てしているところ、同事業所の代表者の妻の供述により、申立人が申立期間についても同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録から、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和41年4月23日であり、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。また、当時の代表者は既に亡くなっており、代表者の妻は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、分からないと供述している。

また、代表者及び代表者の妻は、A社が厚生年金保険の適用事業所となる前の申立期間については、社会保険庁のオンライン記録から、厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった同日に被保険者資格を取得した複数の同僚は全員連絡先が不明であり、当時の状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 3 月 1 日から 2 年 12 月 26 日まで

社会保険事務所職員の戸別訪問により、A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。

申立期間当時、同社の代表取締役であったが、社会保険の事務手続については外部に業務委託しており、標準報酬月額の引下げに関与した覚えは無いので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、社会保険庁のオンライン記録において、当初、平成元年 3 月から同年 11 月までの期間は 47 万円、同年 12 月から 2 年 11 月までの期間は 53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 2 年 12 月 26 日の後の 3 年 3 月 7 日及び 4 年 4 月 7 日の 2 回に渡って遡^{そきゅう}及訂正を行っており、元年 3 月から同年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月から 2 年 11 月までの期間は 13 万 4,000 円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、当時、A社の商業登記簿から同社の代表取締役であることが確認できるところ、同社の役員は、経理や総務の責任者は他にいなかったため、申立人が当該業務の責任者だったはずであり、社会保険の手続に関して知らないはずはないと思うと供述している。

また、当時の従業員の一人名は、申立期間当時、給与の遅配や不払いがあったと回答していることから、当時、同社において保険料滞納があったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、社会保険の手続に関しては外部に業務委託していたが、代表社印及び銀行印は自身で保管していたと供述している。

加えて、申立期間当時、社会保険事務所では、このような標準報酬月額^{そきゅう}の遡^{さく}及訂正については、事業主からの届出を受けた後に処理していたと回答している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っているA社の代表取締役として、会社の業務としてなされた行為について責任を負うべき立場にあり、当該行為の結果である標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

東京厚生年金 事案5215

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月1日から同年7月30日まで
② 昭和29年2月10日から31年1月1日まで
③ 昭和31年7月30日から34年10月2日まで
④ 昭和34年10月2日から36年5月1日まで

65歳になって年金センターで年金の受給手続きをしたときに、申立期間①から③までについて脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、当時は脱退手当金の制度を知らなかったし、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

また、厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間④について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間④については、A事業所（B基地）に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和35年12月23日の直前の同年11月に、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等をC省（当時）から申立期間①から③までに係る脱退手当金の裁定庁に対し回答した記録が記載されていることに加え、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和36年1月14日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間①から③までに係る脱退手当金は、35年12月23日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 一方、申立期間④について、申立人は、B基地に勤務していたと申し立てている。

しかし、当時、上述のB基地に係る雇用管理を行っていたD事業所の業務を引き継いだE事業所では、同所が保管しているB基地に係る雇用管理の記録からは、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致していることは確認できたが、その他のことについては、資料を引き継いでいないので分からないと供述している。

また、社会保険事務所のD事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、当該基地において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できた複数の同僚に照会したが、いずれも申立人のことを記憶していないと回答している。

このほか、申立人は、一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間④当時の勤務状況について確認することができないほか、申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年9月1日から42年2月26日まで
② 昭和42年5月16日から44年12月16日まで

平成20年に社会保険事務所で年金の裁定請求を依頼したとき、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私の厚生年金保険の被保険者期間には、脱退手当金の支給対象となっていない期間が含まれているが、自分で請求したとすれば全部の期間について申請しているはずであるし、自分の被保険者期間を精算した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年2月24日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、厚生年金保険脱退手当金支給報告書の記載内容は、社会保険庁のオンライン記録と一致しているほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 1 日から 31 年 11 月 21 日まで
ねんきん特別便を見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。
しかし、脱退手当金を請求した記憶も、もらった記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 31 年 11 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 4 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 1 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳の給付記録欄に、脱退手当金の支給記録が確認でき、脱退手当金の請求がされたことがうかがわれるほか、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 31 年 12 月 20 日に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同社には間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における同僚の供述から、勤務期間は明確ではないものの、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録から昭和 20 年 9 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、A社では「当時の従業員に関する資料等を保管していないこと等から、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人がA社において一緒に勤務していた上司及び同僚 7 名のうち、連絡のとれた同僚 3 名のうち 1 名は申立人のことは記憶に無く、他の 2 名は、「自分は申立人と同じ学校の同級生で、申立人と一緒に昭和 20 年 4 月に入社したので、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立人の厚生年金保険料の控除等については分からない。」と供述している。

加えて、A社に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡のとれた 6 名のうち 5 名はいずれも申立人のことは記憶に無いと供述している。他の 1 名は、「申立人とは同じ学校で同時に入社したので、申立人のことは記憶しているものの、申立人の厚生年金保険の加入状況や厚生

年金保険料の控除については分からない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から3年4月19日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の報酬月額に相当する標準報酬月額と相違していることが判明した。申立期間当時は同社の代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の商業登記簿謄本により同社の代表取締役として在籍していたことが確認でき、社会保険庁のオンライン記録により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成元年4月から同年11月までの期間については47万円、同年12月から3年3月までの期間については53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年4月19日）の後の同年5月7日付けで、申立人の標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、元年4月から同年11月までの期間については6万8,000円、同年12月から3年3月までの期間については8万円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の取締役1名は、「平成3年ごろ、A社の経営状況は大変厳しい状態であり、2年半ばごろから給料の遅配があった。また、総務及び社会保険関係は代表取締役である申立人が担当しており、社会保険の脱退手続きについては申立人が行ったと思う。」と供述し、他の取締役1名は、「平成2年ごろからA社の経営は悪くなり、給料の支払も遅れた。また、総務及び社会保険担当は代表取締役である申立人が行っていた。」と同様の供述をしている。

また、申立人は、「申立期間当時、A社における社会保険料の滞納は3か月ぐらいあった。社会保険事務所の担当職員から社会保険料滞納に関する指示を受けて、健康保険から国民健康保険に切り替えた記憶がある。また、社会保険事務所から滞納保険料の支払方法等について説明があったので、自分が小切手帳と同社の代表者印を持って社会保険事務所に出向いた。」と供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届の処理日は、平成3年5月7日であり、上記減額訂正処理日と同日であることが確認できる。

これらのことから、申立人は、自らの標準報酬月額減額処理に関与していたものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役及び社会保険関係担当として、自らの標準報酬月額減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 1 月 1 日から 5 年 12 月 16 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額に相当する標準報酬月額と相違しており、また、被保険者期間も短縮されていることが判明した。申立期間当時は同社の取締役であったが、申立期間について、標準報酬月額を正しい記録に訂正するとともに、未加入とされた期間についても厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の取締役として在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが同社の商業登記簿謄本及び社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

また、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額については、当初、平成4年1月から5年6月までの期間については53万円、同年7月から同年11月までの期間については16万円と記録され、厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、当初、5年12月16日と記録されていた。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年12月16日）の後の6年1月19日付けで、申立人を含む2名の標準報酬月額及び被保険者資格の喪失日に係る記録がさかのぼって訂正され、申立人の場合、4年1月から同年9月までの期間の標準報酬月額については8万円へと減額訂正され、被保険者資格については喪失日を同年10月1日に訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

一方、A社の取締役1名は、「申立人は、A社の取締役であり、社会保険の事務手続を行っていた。」と供述している。

また、申立人は、「A社における経理及び総務担当役員で社会保険関係を担当していた。同社の社会保険料の滞納は5か月から6か月ぐらいあった。また、申立期間当時、同社の経営状況は厳しく社会保険料を納付することができず、社会保険事務所からさかのぼって標準報酬月額を引き下げると言われたことを記憶している。」と供述している。

これらのことから、申立人は、自身等の標準報酬月額の減額処理及び被保険者資格喪失の訂正処理に職務上関与していたものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の取締役及び社会保険担当者として、自身等の標準報酬月額の減額処理及び被保険者資格喪失の訂正処理に職務上関与しながら、当該減額処理等が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち平成4年1月1日から同年10月1日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額及び5年12月16日における被保険者資格の喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 6 月 1 日から 52 年 7 月 21 日まで
② 昭和 53 年 5 月 15 日から 54 年 9 月 22 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が、記憶している標準報酬月額より低い金額となっているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務していた当該期間の標準報酬月額が不当に低すぎると申し立てているが、社会保険事務所の記録では、同社は昭和54年7月20日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていること、当時の代表者は死亡していること、及び役員等の連絡先が不明であること等から供述が得られず、申立人の申立期間①の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額等について確認できない。

また、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名が記憶している給与額と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額との間に大きな乖離^{かいり}が無い。

さらに、社会保険庁のA社に係るオンライン記録では、申立人と同時期に同社に勤務している年齢の近い従業員3名の厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、8万6,000円から11万8,000円となっていることから、申立人の標準報酬月額が著しく不自然なものとは認められない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額に係る訂正が行われた形跡も確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、B社に勤務していた当該期間の標準報酬月額が不当に低すぎると申し立てているが、同社代表取締役の回答では、「申立期間当時の従業員に関する資料を保管していないこと等から、申立人の標準報酬月額を確認できない。自分は当時、経理担当者であったが、申立人も含めて標準報酬月額に間違いは無い。」と供述している。

また、社会保険事務所のB社に係る厚生年金保険被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた2名が記憶している給与額と社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額との間に大きな乖離かいりが無い。

さらに、社会保険庁のB社に係るオンライン記録では、申立人と同時期に同社に勤務している年齢の近い従業員3名の厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額は、10万4,000円から15万円となっていることから、申立人の標準報酬月額が著しく不自然なものとは認められない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の標準報酬月額に係る訂正が行われた形跡も確認できない。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主から控除された事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 15 年 12 月 1 日まで
社会保険庁のオンライン記録では、代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 15 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同年 12 月 8 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、41 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、「A社には社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の職員に相談し、申立人個人としての滞納保険料について、自身の年金で支払うことを依頼した。」と供述している。

また、申立人、A社の役員の一部及び社会保険事務を委託されていた税理士事務所の担当者は、社会保険の手続書類への押印は申立人が行っていた旨供述している。

さらに、社会保険事務所のA社に係る滞納処分票において、申立人が複数回にわたり滞納保険料の処理について社会保険事務所と協議を行った旨の記載が確認でき、これらの状況から、申立人は、同社の代表取締役として、自らの申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生

年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年ごろから 32 年ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A地区のB社に勤務していた昭和30年ごろから32年ごろまでの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。当該期間に同社で勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和30年ごろから2年間、A地区にあったB社に勤務していた。合資会社か有限会社か分からない。」と申し立てているところ、C協同組合の資料により、申立期間当時、A地区にはBという名称が付く事業所が5か所存在したことが確認できる。そのうち、申立人の「勤務していた工場は、A地区のD川の近くで、橋が見えた。」との記憶に該当すると思われる事業所は1か所確認できるが、社会保険事務所の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない。

また、当該事業所はその事業を廃止している上、当時の代表者は既に死亡しているため、当該事業所及びその代表者から、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

さらに、申立人は当時のB社の工場長のことを記憶しているが、上記の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に当該工場長の名前は見当たらない。工場長のほかに、申立人は当時のB社における上司や同僚等の氏名を記憶していないため、上記の被保険者名簿から申立期間当時厚生年金保険に加入していたことが確認できる7人の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はおらず、また、いずれの従業員も工場長は別の名前である旨供述している。

なお、上記のA地区内のほかの4か所の事業所のうち、3か所の事業所は申

立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなく、もう1か所の事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年11月1日から10年5月16日までの期間については、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成10年5月16日から同年12月31日までの期間について、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成9年11月1日から10年5月16日まで
②平成10年5月16日から同年12月31日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。また、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。平成10年12月末くらいまで会社はあったと思うので、申立期間②も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年5月16日より後の同年5月22日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録が、さかのぼって59万円から20万円に訂正されていることが確認できる。

一方、申立人はA社の商業登記簿謄本により、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人及び複数の従業員は、A社の当時の経営状況は苦しかった旨供述していることから、同社は、申立期間当時、厚生年金保険料等の支払に苦慮していたものと考えられる。

さらに、申立人は、「社会保険関係の手続は女性従業員がしていたが、女

性従業員が書類に事業主印を勝手に押印することはなかった。」と供述しており、これらの状況から、申立人が上記の訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額記録の訂正に関与しながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、平成10年12月末ごろまでA社は存続していたと思うと申し立てている。

しかし、社会保険庁のオンライン記録では、A社は、上記のとおり、平成10年5月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は、同日に被保険者資格を喪失していることが確認できるが、当該喪失記録には、さかのぼって訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、A社は、上記のとおり、平成10年5月16日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②においては、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

さらに、A社の従業員の一人名は、「自分も平成10年12月ごろまで勤務していたが、途中で国民健康保険に切り替えた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 1 日から 44 年 4 月 30 日まで
② 昭和 44 年 4 月 30 日から 45 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 3 月 1 日から 46 年 12 月 29 日まで
④ 昭和 47 年 5 月 9 日から同年 6 月 21 日まで
⑤ 昭和 47 年 7 月 25 日から 49 年 12 月 29 日まで
⑥ 昭和 51 年 5 月 1 日から 52 年 3 月 10 日まで
⑦ 昭和 52 年 3 月 10 日から 53 年 4 月 1 日まで
⑧ 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 2 月 15 日まで
⑨ 平成 4 年 10 月 1 日から 5 年 4 月 1 日まで
⑩ 平成 5 年 4 月 1 日から 8 年 10 月 1 日まで
⑪ 平成 11 年 9 月 1 日から 12 年 3 月 31 日まで

厚生年金保険の加入状況等について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社に勤務した申立期間②、C社に勤務した申立期間③、D社に勤務した申立期間④、E社に勤務した申立期間⑤、F社に勤務した申立期間⑥、G社に勤務した申立期間⑦、H社に勤務した申立期間⑧、I社に勤務した申立期間⑨、J社に勤務した申立期間⑩及びK社に勤務した申立期間⑪の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のA社、申立期間②のB社、申立期間③のC社、申立期間⑤のE社、申立期間⑥のF社、申立期間⑦のG社、申立期間⑨のI社及び申立期間⑩

のJ社は、当該期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

一方、申立期間④のD社は、平成9年12月26日から厚生年金保険の適用事業所となっておらず、事業主は所在不明であり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。申立期間⑧のH社は、標準報酬決定通知書により、社会保険事務所の記録どおり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除を行ったことが確認できる。申立期間⑩のK社は、社会保険事務所の記録どおり、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の届出及び保険料控除を行った旨供述している。

また、社会保険事務所が保管している申立期間①から⑩までの事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得している複数の従業員（ただし、申立期間⑧は一人の従業員）の標準報酬月額を調査したところ、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①から⑩までの事業所に係る給与明細書等を保有しておらず、当該期間に勤務した同僚の名前も記憶していないと供述しているほか、当該期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に給与明細書等の有無を照会したが、保有している者は確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑩までについて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年ごろから 22 年ごろまで
② 昭和 22 年ごろから 25 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社B工場に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、それぞれの会社に勤務し厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の「私は、昭和 20 年ごろ、父親がA社B工場の工場長であった縁故で、正社員でなかったかもしれないが、同工場に就職した」旨の供述及び同社人事部担当者の「申立人の父親は、当時、当社のB工場の工場長であった」旨の供述から判断すると、申立人が当該期間において同社B工場に勤務していたことは推認される。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 24 年 9 月 1 日である上、同社B工場における申立人の父親の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、A社の人事部担当者は、「申立人の在籍及び厚生年金保険の加入について確認できる資料が現存しない」旨回答している上、当時の社員名簿等の関連資料が無いため、同社の従業員調査を行うことができず、同社B工場における申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「当時、A社から健康保険証を受領し使用した記憶が全く無い」旨供述している。

申立期間②については、申立人が記憶する所在地においてC社の商業登記が確認できないことから、社会保険事務所に記録のある同社について調査を行った結果、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和23年12月1日であり、申立期間②の過半の期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、C社において申立人と同時期に勤務したと考えられる従業員のうち唯一連絡先が判明した者は、申立人と同じ職種であったにもかかわらず申立人の名前に記憶が無く、「申立人が記憶する事業所の所在地、業務内容、得意先などが、私が勤務した会社とは異なる」旨供述しており、同社における申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、「当時、C社から健康保険証を受領し使用した記憶が全く無い」旨供述している。

加えて、C社の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間②において、申立人が同社の厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない上、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 26 日から 52 年 8 月 1 日まで
② 昭和 53 年 7 月 11 日から 57 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には昭和 45 年 8 月から平成 4 年 2 月まで継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和 45 年 8 月 3 日に厚生年金保険の資格を取得し、48 年 5 月 26 日に資格を喪失後、52 年 8 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、48 年 5 月から 52 年 7 月までの当該期間の被保険者記録が無い。また、申立期間②については、申立人は、社会保険事務所の記録では、同社において 52 年 8 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、53 年 7 月 11 日に資格を喪失後、57 年 8 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、53 年 7 月から 57 年 7 月までの当該期間の被保険者記録が無い。

一方、申立人から提出のあったA社の代表者（申立人の実母）が作成した在職証明書及び複数の従業員の「申立人が当時在籍していた」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間①及び②において同社に勤務していたことは推認される。

しかしながら、A社の代表者は、「申立期間①及び②に係る保険料の納付、資格の得喪については、会社を整理して記録が一切無く、当時の経理担当者も死亡しているので分からない」旨供述しており、同社における当該期間に係る

申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間①及び②において厚生年金保険料を控除されていたことは確認できなかった。

なお、当時のA社の従業員は、「申立人は社長代理といった立場で、籍は同社に継続してあったと思うが、店にはほとんど出ていなかった。1年か2年いなかった時期もあったように思う」旨供述している上、申立期間②の一部の期間において、5人の従業員に被保険者期間の欠落が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月から25年3月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社は、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和32年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において同社は適用事業所ではない。

また、A社の代表者は、「私は、申立人のことを知らない上、現在、当社には昭和23年から25年当時の事情を知る人は誰もおらず、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除及び納付は不明である」旨供述していることから、当社における申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿から、複数の従業員に照会したが、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として勤務していたことは確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年から33年又は34年までのうちの約2年間（既に被保険者となっている期間を除く。）
② 昭和35年9月から36年2月まで
③ 昭和38年10月又は39年10月から43年12月まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①、B社で勤務した申立期間②及びC社で勤務した申立期間③について、厚生年金保険の加入記録が無い。各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書により、申立人は、同社において、社会保険事務所の記録どおり、申立期間に係る、昭和32年7月1日に被保険者資格を取得し、同年8月20日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。なお、同社が加入していた健康保険組合の被保険者名簿の記録においても、申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日は、社会保険事務所の記録と一致している。

また、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、事業主の弟である当時の工場長は申立人を記憶しておらず、また、当時の社会保険事務担当者の連絡先は不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の氏名を記憶していないことから、

社会保険事務所が保管しているA社の厚生年金保険被保険者名簿を基に連絡先を把握した26名の従業員に照会したところ、15名から回答を得たが、申立人を記憶していた者は1名であり、当該従業員においても、申立人の勤務期間は不明であると回答している。

加えて、上記の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間中に、加入記録が1か月間である者が申立人以外に9名いたことから、このうち連絡先を把握した3名に照会したが、回答を得た2名は、ともに同社に短期間の勤務であったことを回答している。

そして、申立人は、申立期間当時に、A社から同社の10周年記念の品をもらったことを長期間在籍していた理由としているが、このことについて、当時の工場長は、「はっきりとは分からないが、その時に会社に在籍していた人には、全員に記念品を配ったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②について、申立人は、同期間にB社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、B社は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、また、同社の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録も無い。なお、類似した事業所名の複数の厚生年金保険の適用事業所について、被保険者名簿の内容を確認したが、申立人の氏名は無かった。

また、申立人は、B社の代表者、上司及び同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③について、C社の事業主の回答から、申立人は同期間の一部に同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、C社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。なお、複数の類似した事業所名で厚生年金保険の適用事業所を検索したが、該当する適用事業所は見当たらなかった。

また、C社の事業主に照会したところ、事業主は、申立人を昭和40年ごろから42年ごろまで印刷職人として雇ったが、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと回答している。なお、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間当時、事業主は国民年金に加入しており、同加入期間は、申立期間③の期間にほぼ一致している。

さらに、申立人はC社の同僚2名を記憶していたが、姓のみの記憶のため、これらの者を特定することができず、申立人の勤務実態及び保険料控除について事情を聴取することができない。

加えて、申立人は、C社の社員一同による慰安旅行の写真を提出しているが、当該写真には、申立人が撮影したためとする理由で、申立人が写っておらず、また、撮影時期も不明であることから、同写真から申立人が申立期間に同社に在籍していたことをうかがうことはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から平成 8 年 1 月 31 日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、同期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 7 年 4 月から同年 12 月までは 59 万円と記録されていたが、申立人が同社の被保険者資格を喪失した 8 年 1 月 31 日の後の同年 2 月 1 日に、当該標準報酬月額の記録は、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 8 年 2 月 1 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所から標準報酬月額を減額処理することを聞いた記憶は無いとしながらも、「平成 5 年ごろから業績が悪化し、8 年ごろから保険料の滞納が続くようになり、社会保険料を納付することができなくなった。社会保険事務所に督促の件で呼び出されて、相談した際に、何か書類に印鑑を押したかもしれない。」と供述している。

さらに、申立人は、「当時、社会保険に関する事務は担当の従業員に行わせていたが、保険料の滞納の件については、自分が社会保険事務所に対応していた。また、会社の代表者印は自分で管理しており、社会保険事務所に届出をするときは、代表者印を自分で押していた。ほかに代表者印を取り扱える従業員はいなかった。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の記録について、標準報酬月額及び資格喪失日の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月1日から8年9月1日まで
② 平成8年9月1日から9年12月31日まで
③ 平成9年12月31日から10年2月18日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る標準報酬月額が当初の記録より引き下げられているので、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。また、申立期間③については、厚生年金保険の被保険者となっていないので、同期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年2月から同年11月までは59万円と記録されていたが、同年12月28日に、当該標準報酬月額の記録はさかのぼって20万円に訂正されており、また、同年12月から8年8月までの標準報酬月額の記録についても、上記遡^{そきゅう}及訂正処理を受けて20万円で記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成7年12月28日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、自分がA社の代表者印を管理し、社会保険の手続に関する書類には、自分が押印していたと供述している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、平成8年8月15日に処理されている同年10月1日付けの標準報酬月額の定時決定は20万円とされていること、また、9年9月3日に処理されている同年8月1日付けの標準報酬月額の

随時改定では、月額が 20 万円から 50 万円に改定されていることから、申立期間当時、申立人は自身の標準報酬月額が 20 万円であったことを認識していたことがうかがわれ、上記の標準報酬月額の 7 年 12 月 28 日付けの月額訂正処理についても、代表取締役である申立人が関与し、A 社から当該訂正処理に係る届出が行われたと考えることが自然である。

申立期間②及び③について、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の A 社における厚生年金保険の資格喪失日は、当初、平成 10 年 1 月 6 日とされ、同期間に係る標準報酬月額については、当初、8 年 9 月から 9 年 7 月までは 20 万円、同年 8 月から同年 12 月までは 50 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 9 年 12 月 31 日の後の 10 年 3 月 5 日に、申立人の厚生年金保険の資格喪失日及び標準報酬月額の記録がさかのぼって訂正されており、申立人の資格喪失日は 9 年 12 月 31 日に、また、上記の期間の標準報酬月額は 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A 社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 10 年 3 月 5 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人から、上記に係る被保険者標準報酬月額改定通知書（社会保険事務所による平成 10 年 3 月 5 日付けの確認印が押されたもの）が提出されており、同通知書の事業主欄には A 社の事業所名及び代表取締役氏名等が表示されたゴム印と申立人の個人印が押されていることから、当該標準報酬月額の訂正の届出は、申立人が関与して、同社から提出されているものであることが確認できる。

さらに、当該標準報酬月額の訂正が行われた平成 10 年 3 月 5 日には、申立人の厚生年金保険に係る資格喪失日も訂正されていることから、資格喪失日の訂正処理についても、申立人が関与していたと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間について、A 社の代表取締役であった申立人が、自らの厚生年金保険に係る標準報酬月額及び資格喪失日の訂正処理について、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 8 年 1 月 31 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 6 年 11 月から 7 年 12 月までは 26 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 8 年 1 月 31 日の後の同年 3 月 21 日に、当該標準報酬月額の記録は、さかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 8 年 3 月 21 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、A社における経理及び社会保険事務は自分が行っており、同社の代表者印も設立当初から自分が管理していたと供述している。

さらに、申立人は、「平成 7 年 10 月ごろから社会保険料の滞納が始まっており、これの整理について社会保険事務所に相談したところ、職員が用意した標準報酬月額の減額訂正に関する届出用紙に代表者印を押すように言われ、了承して同届出用紙に代表者印を押した。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認

めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで

A社で代表取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与の総額に相当する標準報酬月額と相違しているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 4 年 4 月から 6 年 10 月までは 53 万円、6 年 11 月から 7 年 3 月までは 59 万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 10 年 2 月 25 日の後の 11 年 1 月 14 日に、当該標準報酬月額の記録は、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、平成 11 年 1 月 14 日の標準報酬月額の訂正処理日において、同社の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、記憶は定かではないとしながらも、「平成 10 年ごろから社会保険料を滞納し、社会保険事務所の職員から厳しく対応を迫られていたところ、友人から、保険料の滞納処理に対応するために社会保険労務士を紹介してもらい、同社会保険労務士に、標準報酬月額を減額訂正するための届出を依頼したと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、「A社の代表者印は経理に管理させていたが、社会保険に関する書類には、自分が代表者印を押していた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人は、自身の標準報酬月額の減額処理に関与していたものと認められ、当該標準報酬

月額減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。